の指名 ○議長 (山東昭子君) 日程第一 中央選挙管理会委員及び同予備委員 これより会議を開きます。

内閣から、 本院の議決による指名を求めてまいりまし 中央選挙管理会委員五名の任命につ

指名することとなっております。 本委員を指名するときは、 併せて同予備委員を

委員の指名は、 備委員各五名の指名を行いたいと存じます。 つきましては、中央選挙管理会委員及び同予備 よって、これより中央選挙管理会委員及び同予 いずれも議長に御一任願いたいと

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

存じますが、

御異議ございませんか。

よって、 (山東昭子君) 議長は、 御異議ないと認めます。

ん、神本美恵子さん、西博義さん及び橋本雅史さ 中央選挙管理会委員に宮里猛さん、 門山泰明さ

平川憲之さん、魚住裕一郎さん及び島松洋一さん 同予備委員に元宿仁さん、 阿部信吾さん、

それぞれ指名いたします

○議長 (山東昭子君) この際、 日程に追加して、

> を求めたいと存じますが、 て承認を求めるの件について、 本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につい 二十四条についての新たな特別の措置に関する日 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び 御異議ございませんか 提出者の趣旨説明

○議長 (山東昭子君) [「異議なし」と呼ぶ者あり] 御異議ないと認めます。

林芳正外務大臣

(国務大臣林芳正君登壇、 拍手

御説明申し上げます。 第二十四条についての新たな特別の措置に関する び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び いて承認を求めるの件につきまして、その趣旨を 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につ した日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 ○国務大臣(林芳正君) ただいま議題となりま

衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、 伴う経費を日本側が負担し、 代理大使との間で、この協定に署名を行いました。 府と協議しつつ検討を行ってきました。その結果 本年一月七日に東京において、 この協定は、 政府は、 我が国に合衆国軍隊を維持することに 我が国が、 我が国に雇用されて合 我が国に駐留する合 私と駐日米国臨時 米国政

> 定しています。 に要する経費の全部又は一部を負担することを規 公用のため調達する電気等の料金又は代金の支払 衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する 定の給与及び手当の支払並びに合衆国軍隊等が

要請に基づき、米国が合衆国軍隊の行う訓練を他 ことを規定しています。 用の支払に要する経費の全部又は の変更に伴って追加的に必要となる経費に係る費 領域若しくは米国の領域に変更する場合には、 の施設及び区域又は米国の施設、 政府が調達するための経費、並びに我が国政府の 練能力に関連する資機材及び関連する役務を米国 また、我が国が、 施設及び区域に設置される訓 施政の下にある 一部を負担する そ

りますので、この協定は本年四月一日に発効させ る必要があります。 年三月三十一日まで効力を有することとなってお を有することを規定しています。現行の協定が本 この協定は、二〇二七年三月三十一日まで効力

考えます。 平和及び安定に重要な意義を有するものであると 関係全般並びに我が国を含むインド太平洋地域の 活動を確保するためのものであり、 成のため我が国に駐留する合衆国軍隊の効果的な この協定の締結は、 日米安全保障条約の目的 ひいては日米

以上が、 この協定の締結について承認を求める

件の趣旨でございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許しまし、質疑の通告がございます。順次発言を許しま

〔比嘉奈津美君登壇、拍手〕

○比嘉奈津美君 自由民主党の比嘉奈津美です。

れた方々に心よりお見舞い申し上げます。れた方に哀悼の意を表するとともに、被害に遭わ震度六強の地震がありました。お亡くなりになら一昨日遅くに宮城県、福島県沖で発生した最大

ています。
これまでに、これまでにない速度で厳しさを増し
これまでに、これまでにない速度で厳しさを増し
活動が急速に活発化されるなど、安全保障環境は

北朝鮮は、今年に入り十回もの弾道ミサイル等

射するなど、暴挙が続いております。 しなかったと推定されるものの弾道ミサイルを発以上のICBM級、そして一昨日にも正常に飛翔以上のICBM級、そして一昨日にも正常に飛翔を発射、しかも、先月二十七日と今月五日に発射

りと拡大しています。
のいて前年比七・一%増、日本円で二十六兆円余まった全人代、全国人民代表大会では、国防費にまった全人代、全国人民代表大会では、国防費にまる尖閣諸島周辺での領海侵犯やまた、中国による尖閣諸島周辺での領海侵犯や

ウクライナへの侵攻以降、ロシア海軍の津軽海 と、ロシア軍の活動の活発化も見られています。 と、ロシア軍の活動の活発化も見られています。 に関する質問の前提として、現下の国際情勢や我 に関する質問の前提として、現下の国際情勢や我 に関する質問の前提として、現下の国際情勢や我 た上で、日本の外交・安全保障における基軸である米国と同盟関係をどう強化していくお考えでしる米国と同盟関係をどう強化していくお考えでしる。 本外務大臣にお尋ねいたします。

しており、在日米軍の安定的なプレゼンスを支え、日米地位協定において米国側に負担義務がある日米地位協定において米国側に負担義務がある日米地位協定において米国側に負担義務がある日米地位協定において米国側に負担義務がある

**ナ。 化するという性格を的確に表しているものと考え 日米同盟の抑止力、対処力をより一層効果的に強

分かりやすい説明をいただきたいと存じます。いただくことが大切だと考えます。林外務大臣に盟の抑止力、対処力が強化されるのか、説明して盟の抑止力、対処力が強化されるのか、説明して出の手に、国民の皆様に分かりやすく、本協定の意

三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。 三五%への削減に相当します。

のなのでしょうか。

お経費負担に係る特別協定の締結ごとに負担内容も経費負担に係る特別協定の締結ごとに負担内容の変更等が行われてきましたが、これらの変更のの変更のがある。

などのような中でどのような位置付けがされるものなのでしょうか。

したが、米国バイデン政権は気候変動への取組をともあり、地球温暖化対策に力を入れてまいりままた、私はかつて環境大臣政務官を拝命したこ

化の視点などについても配慮がなされたかというと域がある地域の経済や雇用、あるいは地球温暖をして、安全保障のみならず、在日米軍施設・をこで、安全保障のみならず、在日米軍施設・重大な脅威をもたらすとして、温室効果ガス排出重大な脅威をもたらすとして、温室効果ガス排出

点についてもお尋ねします。

調達費によってもたらされる新しいメリットにつ 想定できると伺っておりますが、この訓練資機材 られました。 攻撃が相次ぎ、ドローンによる防衛力の行使も見 調達をする経費を五年間で最大二百億円を負担す いて、岸防衛大臣にお伺いします。 隊がネットワーク上で共同訓練に参加するなども た模擬訓練システムなどを整備し、日米双方の部 略で、従来の武力による侵攻の前後にはサイバー ることとなりました。ロシアによるウクライナ侵 と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材 今回、 新たに訓練資機材調達費として、 新たな経費では、 人工知能を導入し 自衛隊

置が適用されました。

置が適用されました。

の地元山口県でも、在日米軍施設内で新型コ大臣の地元山口県でも、在日米軍施設内で新型コ大臣の地元山口県でも、在日米軍施設内で新型コ大臣の地元山口県でも、本日米軍施設内で新型コ

林大臣はブリンケン米国務長官と電話会談をし、

在日米軍に対し、外出制限を含めた防止策の徹底を求めたところであり、現在、三県ともまん延防止等重点措置の適用から除外されましたが、政府には、在日米軍施設・区域を抱える地域が安心して生活し、経済活動を続けていく環境をつくり上げていく努力により一層力を入れていただきたいげていく努力により一層力を入れていただきたいと存じます。

大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。
大臣にお伺いします。

申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)担軽減に全力で取り組んでいただきたいとお願い巡らせながら、沖縄の歴史や県民のお気持ちに思いを起しつつ、沖縄の歴史や県民のお気持ちに思いを起いったながら、沖縄の本土復帰五十年の節目の年となります。政府においては、復帰の歴史的意義を想

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣 (林芳正君) 比嘉議員にお答えをい

りました。 を踏まえた日米同盟の強化についてのお尋ねがあ 現下の国際情勢及び安全保障環境に関する分析

我が国を取り巻く安全保障環境は、北朝鮮によ

確実性を増しています。
ンスの変化による緊張の高まりなど、厳しさと不ナ海における一方的な現状変更の試み、軍事バラる核・ミサイル開発、中国による東シナ海、南シ

た。

、共同の能力を強化する決意を表明しました。

、共同の能力を強化する決意を表明しました。

、対き続き、領域横断的な能力の強化、即応性、抗堪性及び相互運用性の向上、宇宙、サイバ性、抗堪性及び相互運用性の向上、宇宙、サイバーがかる認識の下、先般の日米2プラス2においた。

えです。
また、現在、岸田総理の指示の下、新たな国家を全保障戦略などの策定に取り組んでいるところ安全保障戦略などの策定に取り組んでいるところ安全保障戦略などの策定に取り組んでいるところまた、現在、岸田総理の指示の下、新たな国家

ついてお尋ねがありました。
次に、同盟強靱化予算の意義及び具体的内容に

ともに、第三に、今後は、在日米軍の即応性及び光熱水料等については、大幅に削減することで意見の一致を見ました。第二に、在日米軍のみなら見の一致を見ました。第二に、在日米軍のみなられにも資する訓練資機材調達費の項目を設けるといた。第二に、日米国盟の抑止力、対処力強化への貢献が直接的に見えにくい止力、対処力強化への貢献が直接的に見えにくい

負担をしてきています。

により米側に負担義務がある経費の一

部について

在日米軍駐留経費負担に係る特別協定を締結して

これを重点的に推進していくことといたしました。これを重点的に推進していくことといたしました。これまでは、在日米軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担でしたが、今回の合意に基盤を構築することで一致をしました。このような盤を構築することで一致をしました。このようなとして、その通称を同盟強靱化予算とすることにのとして、その通称を同盟強靱化予算とすることとしたものであります。

ていく考えです。
化予算の内容や意義について丁寧な説明を心掛けま申し上げたような要素も勘案しつつ、同盟強靱環境や我が国の厳しい財政状況、さらに、ただい

日米両国を取り巻く諸情勢に鑑み、日米地位協定滑かつ効果的な運用を確保するため、その時々の我が国は、昭和六十二年度以降、在日米軍の円負担内容の変更についてお尋ねがありました。

素を総合的に考慮し、その時々で主体的に判断し状況や我が国を取り巻く安全保障環境等の各種要我が国の負担については、我が国の厳しい財政

てきています。

その施設・区域の抗堪性強化に資する施設整備

今次交渉においても、光熱水料等の大幅削減や合次交渉においても、光熱水料等の大幅削減やをより一層効果的に強化していくことに資する、をより一層効果的に強化していくことに資する、をより一層効果的に強化していくことに資する、をより一層効果的に強化していくことに資する、た経費負担の合意を得ることができたと考えていた経費負担の合意を得ることができたと考えています。

た。 して地球温暖化の視点についてお尋ねがありまし、次に、同盟強靱化予算における経済、雇用、そ

等の各種要素を総合的に考慮したものです。
おが国の負担規模については、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支える在日米軍駐留経費負担が引き続き重要である点を踏まえ、主体的に判断したものです。具体的には、在日米軍の円滑かつしたものです。具体的には、在日米軍の円滑かつしたものです。具体的には、在日米軍の円滑かつとい財政状況や、我が国を強については、在日米軍の円滑がのを積要素を総合的に考慮したものです。

空調に係る設定温度の見直し、節約への注意喚起ており、米側において、電灯のLEDへの交換、は光熱水料等について、現行特別協定の第四条にば光熱水料等について、現行特別協定の第四条に

- 。 などの取組を行っているものと承知をしておりま

次に、あっ、最後に、在日米軍の新型コロナ感染及び日米地位協定についてお尋ねがありました。 在日米軍における新型コロナ感染状況への対応については、昨年十二月以降の施設・区域内及びその周辺自治体での感染拡大を受け、これまで、私からも直接、米側ハイレベルに対して感染防止私からも直接、米側ハイレベルに対して感染防止を強く申し入れてきました。

しい感染拡大防止策を取りました。外出を認めない、夜間の外出を禁止するなど、厳手十一日までの三週間、必要不可欠な場合以外のこの結果、米側は、米国は、一月十日から一月

を集中的に行っております。
設立し、日米双方の保健当局も参加する形で協議
設立し、日米双方の保健当局も参加する形で協議
また、一月二十八日には、日米地位協定に基づ

強化をしてまいります。(拍手)の不安を解消すべく、日米間での連携をより一層の不安を解消すべく、日米間での連携をより一層

[国務大臣岸信夫君登壇、拍手]

○国務大臣(岸信夫君) 比嘉奈津美議員にお答

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを訓練資機材調達費についてお尋ねがありました。

強化に資すると考えております。(拍手) 強化に資すると考えております。(拍手) 強化に資すると考えております。(拍手) 強化に資するとの観点から協議した結果、新たに訓練 で米側が調達する訓練資機材を日米共 同訓練などにも活用することにより、在日米軍と 自衛隊双方の即応性向上や、日米の相互運用性の 自衛隊の事体に資すると考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 小西洋之さん。

〔小西洋之君登壇、拍手〕

冒頭、一昨日の震災について、衷心よりお悔や会派を代表し、質問します。

みとお見舞いを申し上げます。

立憲民主党は、党綱領において、健全な日米関係を軸に、と我が国の外交・安全保障における日保を軸に、と我が国の外交・安全保障における日本されることになった、尖閣諸島を守り抜くためなされることになった、尖閣諸島を守り抜くための領域警備・海上保安体制強化法案の提出など、外交安保において真に現実的かつ実効性のある提外交安保において真に現実的かつ実効性のある提供を軸に、と我が国の外交・安全保障において真に現実的が、関連を対しています。

|女子)|||猩光河・光二。|||審議の前提として、まず日米同盟の本質に関す

かつて、駐留経費の膨大な負担増を訴えていたる政府の見解を伺います。

れます。

の本質を当選後に勉強し、理解されたものと解さが地上最大のグッドディールというべき日米同盟ば地上最大のグッドディールというべき日米同盟が地上最大のグッドディールというべきのと解されます。

りとも保持できず、一言で言うならば超大国たり は、 や岩国などの空軍や海兵隊の航空基地等々、 空母機動艦隊の海外母港であり、 こそが世界最重要の同盟関係であると考えます。 得なくなるのであり、 地域に至るまで実効的な軍事プレゼンスを一秒た 同盟に基づく在日米軍基地がなければ、 自由作戦の拠点である横須賀の海軍基地、 すなわち、 アジア太平洋地域はもとよりインド洋、 私は、 世界で唯一のアメリカ海軍の アメリカにおいて日米同盟 対中国の航行の アメリカ 嘉手納 中東 日米

加えて、安倍内閣以前からの日米ガイドラインできず、いかなる代償を提供しても手にすることはもとより世界のどこを探しても見付けることははもとより世界のどこを探しても見付けることははもとより世界のどこを探しても見付けることはできず、いかなる代償を提供しても手にすることはできず、いかなる代償を提供しても手にすることはできないと解されます。

以上申し上げたような事実関係などを踏まえ、

さらに、政府は、日米同盟はインド太平洋地域さらに、政府は、日米同盟はインド太平洋地域の公共財とも述べていますが、もしアメリカが日の公共財とも述べていますが、もしアメリカが日の公共財を破棄してしまうものと世界最重要地域の公共財を破棄してしまうものとして、国際社会におけるアメリカの信頼は失墜し、かつ、日米同盟ですら機能しないという意味で、アメリカが他国と有する同盟関係の信頼も対処でアメリカが他国と有する同盟関係の信頼も対処できないほどに毀損してしまうのではないかと考えきないほどに毀損してしまうのではないかと考えますが、外務大臣の見解を伺います。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

の見解を求めます。

た、あわせて、岸田総理が答弁している自衛

解釈に当てはめて政府統一見解を外務大臣に求め は、法理として、憲法九条との関係で可能なもの は、法理として、憲法九条との関係で可能なもの は、法理として、憲法九条との関係で可能なもの がの戦闘機などが核兵器を使用する核共有の事例

ではないか、 リカの防衛義務を負った片務条約になっているの 排除する役割を与えたものであり、今日において 提供する条約関係であり、 係を超えて自衛隊にアメリカに対する武力攻撃を した安保法制の集団的自衛権行使は、この双務関 双務条約であるとしてきました。安倍内閣が強行 日本がアメリカの防衛義務を負わない安保条約を に代替の利かない圧倒的かつ死活的なメリットを 冷戦期から中国の軍備増強の今日に至るまで、 このように、 日米同盟は日本が基地提供だけでなく、アメ 外務大臣の見解を伺います。 日米同盟はアメリカにおいても、 ゆえに、歴代政府は、 他

また、あわせて、政府は、集団的自衛権行使を を認した七・一閣議決定以前に、アメリカから我 行使を容認するよう求められたことは一度もない と繰り返し答弁していますが、岸田内閣において と繰り返し答弁していますが、岸田内閣において も同様の事実認識にあるのか、外務大臣にお尋ね も同様の事実認識にあるのか、外務大臣にお尋ね も同様の事実認識にあるのか、外務大臣にお尋ね します。

ここで、こうした日米同盟の本質を顧みること

え、 府見解の中の外国の武力攻撃という文言を同盟国 報道などでも確認されています。 閣法制局長官の安保国会での参考人陳述、 により立証され、そのことが元最高裁判事 い不正行為による憲法違反であることが国会質疑 なるものを同見解の中に捏造した法解釈ですらな いる集団的自衛権行使の容認は、 なく安倍内閣が強行し、 公法学者の学術論文、朝日新聞、 に対する外国の武力攻撃の意味に恣意的に読み替 曲解し、歴代政府の九条解釈の基本的な論理 岸田内閣に引き継がれて 昭和四十七年政 東京新聞の社説 複数の 元内

なっています。 同時に、日米安保条約第三条に違反するものとも同時に、この違憲の集団的自衛権行使の容認は、

り、 日本による集団的自衛権行使を法的に免責した条 味するとの外相説明とともに、 改定当時の政府答弁において、集団的の能力とい 第三条が、日米安保第三条だけは特別の文言変更 う文言をそれぞれの能力と変更し、憲法九条を意 がなされているのであります。このことは、 であります。すなわち、 めに違憲である集団的自衛権を行使しなくてよい うことを条件としてとの文言を付け加えるなど、 実は、安保条約三条には、 主権国家同士の国際約束が明記されているの 全ての同盟国と締結している共通条項である アメリカが上院決議によ 日本はアメリカのた 憲法上の規定に従 安保

されているのであります。文として作り込まれたことが明確かつ詳細に答弁

さらには、当時の岸信介首相は、後の証言録において、日本の憲法によれば、日本は、アメリカおいて、日本の範囲内で防衛力を漸増するというるとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するというるとか、憲法の範囲内で防衛力を漸増するというと述べています。

岸防衛大臣に伺います。

そ約は、法的効力において法律に優位します。 条約は、法的効力において法律に優位します。 とのように理解し、考えるのかを具体的に示しなどのように理解し、考えるのかを具体的に示しなどのように理解し、考えるのかを具体的に示しなどのように理解し、考えるのかを具体的に示しない。

では、日米同盟の本質について、我が国が世界最強は、日米同盟の本質について、我が国が世界最強は、日米同盟の本質について、我が国が世界最強は、日米同盟の本質について、我が国が世界最強にできた。 健全な日米同盟の維持、発展のために

盤である嘉手納や岩国、佐世保などの在日米軍基じた場合には、アメリカ軍の軍事作戦の死活的基なわち、アメリカと中国の本格的な武力紛争が生防衛大臣に伺いますが、仮に台湾海峡有事、す

答弁を求めます。
を介えらな認識にあるのか、
る見解ですが、政府もそのような認識にあるのか、
というのは、見識ある軍事専門家の誰もが一致す
地が中国軍の攻撃対象となる、あるいはなり得る

さらに、外務大臣に伺います。

務大臣に説明を求めます。

どが示されていることとの論理的整合性に触れつ を行う場合は、 軍基地を利用して他国領域に向けたミサイル発射 ことを目的とした軍事行動とされ、 公文には、 の対象となると考えているのでしょうか。同交換 ていますが、一般論として、アメリカ軍が在日米 行う場合は日本政府への事前協議が義務付けられ て、米軍が在日米軍基地を用いて戦闘作戦行動を 安保条約に基づく岸・ハーター交換公文におい 答弁を求めます。 在日米軍基地からの航空部隊による爆撃な 戦闘作戦行動とは直接戦闘に従事する 戦闘作戦行動に該当し、 その典型例と 事前協議

質問に入ります。

でいる本質的な変容を遂げている本特別協定のは来とは本質的な変容を遂げている本特別協定のは来とは本質的な変容を遂げている本特別協定の他国とは本質的な変容を遂げている本特別協定の他国とは、 低空飛行、騒音、環境問題等々、解決は来とは本質的な変容を遂げている本特別協定の他国とらに、在日米軍基地をめぐっては、オミクロさらに、在日米軍基地をめぐっては、オミクロ

通称を設定し、これまでの在日米軍の駐留支援に政府は、本特別協定より、同盟強靱化予算との

やり予算が同盟強靱化予算へと変容したのか、外どのような負担内容の変更により、かつての思いする基盤構築に重点が移ったと説明していますが、重きを置いた経費負担から、日米同盟を一層強化

ということを大義名分としていますが、そもそも、 らの資機材を自衛隊が訓練で共用することもある 担と観念することができるのか、さらには、これ バー実戦訓練装置、戦闘射撃訓練用標的装置の調 想敵による、いわゆるLVC訓練システム、 に質問をいたします。 達する必要はないのか、 自衛隊自ら日本防衛のためにこれらの資機材を調 ぜこれらの資機材を在日米軍の駐留に伴う経費負 でこれまで負担したことがあったのか、また、 することになる軍隊の装備品そのものを特別協定 達費用を負担していますが、こうした米軍が所有 これに関し、今回初めて実動、バーチャル、 それぞれについて両大臣 サイ な 仮

ある掩体、格納庫などへの重点整備と変容させる さらに、政府は、提供施設整備についても、航 であったものが、在日米軍基地への武力攻撃の防 であったものが、在日米軍基地への武力攻撃の防 であったものが、在日米軍人に資する事業に重点化し 空機の掩体及び整備用格納庫など、在日米軍の即 空機の掩体及び整備用格納庫など、在日米軍の即 空機の掩体、格納庫などへの重点整備についても、航 さらに、政府は、提供施設整備についても、航

い いずれにしても、政府は、特別協定を日米地位が、 する認識について外務大臣にお尋ねします。化 その目的や、それにより内外に生じ得る影響に関

を求めます。 めに用いられた名称ではないか、外務大臣の答弁 説明では合理的な説明が困難な負担を糊塗するた 同盟強靱化予算との通称は、 けることにはならないのか、さらには、 同盟関係の在り方をも変容し得るような要求を受 靱化の名の下に米側から過大かつ場合によっては 対応にとどまり得るものなのか、将来的に同盟強 化していくことが果たして暫定的や限定的などの 引き受け、 いませんが、アメリカ軍の装備そのものの負担を 暫定的、限定的、 協定第二十四条に定める米国の経費負担の原則 武力の構成要素そのものの負担に重点 特例的な措置との説明を変えて 特別協定を日米地位 駐留に伴う経費との そもそも

紹介申し上げます。 結びに、かつての中曽根総理の答弁を皆様に御

ります。

憲法及びその憲法に基づいてできている日米安
を保障条約、その重みというものは非常に重いも
のでありまして、その命ずるところに従って国政
のでありまして、その重みというものは非常に重いも

の予算委員会で、ソ連のバックファイアなどの爆この答弁は、昭和五十八年二月の八日、衆議院

を自衛隊が守らなくてよいのか、すなわち、冷戦を自衛隊が守らなくてよいのか、すなわち、冷戦を自衛隊が守らなくてよいのか。まなかの米ソ正面戦争という安倍内閣の安保法制の設定とは比べ物にならないほどの烈度における限定的な集団的自衛権の行使について、その憲法限定的な集団的自衛権の行使について、その憲法を自衛隊が守めるのです。

理はさきのような鉄則答弁をしています。当時の角田内閣法制局長官は、自ら第一部長として作成に関与した昭和四十七年政府見解を用いた断じ、それに対する質疑者の、それで日本の防を断じ、それに対する質疑者の、それで自本の防と断じ、それに対する質疑者の、それで自本の防と断じ、それに対する質疑者の、それで自本の防と断で、それに対する質疑者の、それで自本の防と断である。

中曽根元総理の憲法の基本原理などに関する見中曽根元総理の憲法の基本原理などに関する見中曽根元総理の憲法の基本原理などに関する見解については深く敬意を表するところです。他方、安全保障は、武力によってのみなされるものではなく、平和主義の理念の力による取組もものではなく、平和主義の理念の力による取組も本質的に重要であります。

は、岸田総理が私の質疑に対し、同趣旨の政府見を有することを宣言し、三月七日の本院予算委でては、ウクライナ国民が憲法前文の平和的生存権去る三月二日の本院ロシア侵略非難決議におい

であると答弁しています。 であると答弁しています。 の具体的表れ であると答弁しています。

じます。

さうなどの源泉がここにうたわれているものと存る力などの源泉がここにうたわれているものと存き受けてでも、ロシアへの経済制裁などを支持すき受けてでも、ロシアへの経済制裁などを支持すまさに、我が国を始め世界各国の国民による

御清聴ありがとうございました。(拍手)

[国務大臣林芳正君登壇、拍手]

○国務大臣(林芳正君) 小西議員にお答えをい

ねがありました。 米国にとっての日米同盟の重要性についてお尋

分に理解してきていると考えます。ても極めて重要な存在であり、その点は米国も十番員の御指摘のとおり、日米同盟は米国にとっ

有名な話であります。のない最も重要な二国間関係であると述べたのはスフィールド大使が、日米関係はほかに並ぶものスフィールド大使が、日米関係はほかに並ぶもの

また、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた、在日米軍の施設・区域は、極東のみならまた。

ねがありました。 次に、米国の対日防衛義務の履行についてお尋

果たす決意を示していると認識しています。において、この地域へのコミットメントを改めてにおいて、この地域へのコミットメントを改めていますが、その上で、米国は、インド太平洋戦略の定の質問についてお答えをすることは差し控

務を果たすことに全幅の信頼を置いています。日本政府として、米国が日米安全保障条約上の義デン大統領がこの点を改めて表明をいたしました。の下での自国の対日防衛義務を確認してきており、の下での自国の対日防衛義務を確認してきており、の下での自国の対日防衛義務を確認してきており、の下での自国の対日防衛義務を確認してきており、の下での自国の対日防衛義務を確認しています。

要性についてお尋ねがありました。
次に、米国の核抑止力の実効性及び核共有の必

大すことに全幅の信頼を置いております。大する揺るぎないコミットメントを表明していいがする揺るぎないコミットメントを表明していいがする揺るぎないコミットメントを表明していいがある揺るぎないコミットメントを表明していいがある揺るがない。本年一月の日米2プラス終を確認してきており、本年一月の日米2プラスをするとに全幅の信頼を置いております。

ります。 を堅持していくことから認められないと考えておるような核共有は、我が国については非核三原則るの上で申し上げれば、NATOで行われてい

ても禁止されているわけではなく、したがって、でま禁止されているわけではなく、したがって、でまっの実力を保持することは憲法第九条と核兵器との関係についての純法理的な問題として、我が国には一見解についてお尋ねがありました。

が国については非核三原則を堅持していくことかるものがあるとすれば、それを保有することは必 いても妥当すると解しているところであります。 いずれにせよ、御指摘の核共有については、我 いずれにせよ、御指摘の核共有については、形 についずれにせよ、御指摘の核共有については、形 にいるところではないが、他方、 にいずれにせよ、御指摘の核共有については、形 にいるところであります。

についてのお尋ねがありました。 次に、平和安全法制と日米安全保障体制の関係 ら認められません。

日米安全保障条約は、第五条において、我が国の義務のバランスは取られています。日米両国の義務を使用することを認めています。日米両国の義務を使用することを認めています。日米両国の義務を使用することを認めています。日米両国の義務を使用することを認めています。日米両国の義務を使用することを認めています。日米対国の権力の表別のではないものの、全体として見れば日米双方の義務のバランスは取られています。

ました。
う求められたことがあるかについてお尋ねがあり
次に、米国から集団的自衛権行使を容認するよ

識です。
日本国憲法と集団的自衛権との関係については日本国憲法と集団的自衛権行使を容認するよう求められたこと集団的自衛権行使を容認するよう求められたこと

次に、米軍による在日米軍施設・区域からのミサイル発射が事前協議の対象となる戦闘作戦行動に含まれるか否かについてお尋ねがありました。 日米間では、岸・ハーター交換公文により、日 米安全保障条約第五条の規定に基づいて行われる ものを除き、日本国から行われる戦闘作戦行動の ための基地としての日本国内の施設及び区域の使 ための基地としての日本国内の施設及び区域の良

ている。 とと を考慮して判断することと を考慮して判断することと で、そのような典型的なもの以外の に言及した上で、そのような典型的なもの以外の に言及した上で、そのような典型的なもの以外の に言及した上で、そのような典型的なもの以外の で、ます。議員御指摘のような米軍の行動が戦闘作 戦行動に該当するか否かは、この政府統一見解の とされて とされて を考慮して判断するよりほかないとされて で、そのような典型的なもの以外の とされて とされて を考慮して判断するよりほかないとされて とされて を考慮して判断するよりほかないとされて を表に基づき、実際の個々の行動の任務、態様の具体 を表す。 を表す。 を表するか否かは、この政府統一見解の とされて となれて

尋ねがありました。 次に、同盟強靱化予算への名称変更についてお

今回、米国との間では、第一に、日米同盟の抑止力、対処力強化への貢献が直接に見えにくい光 熱水料等については、大幅に削減することで意見 の一致を見ました。第二に、在日米軍のみならず、 の一致を見ました。第二に、在日米軍のみならず、 を資する訓練資機材調達費の項目を設けるととも に、第三に、今後は在日米軍の即応性及びその施 に、第三に、今後は在日米軍の即応性及びその施 に推進していくこととしました。

これまでは在日米軍の駐留を支援することとしたこれまでは在日米軍の財子等とすることとしたおの内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づく在担の内容の変化を踏まえ、今回の合意に基づくを本件経費を置いたが、今回の合意により、されまでは在日米軍の駐留を支援することに重

の要素であり、軍隊として当然に行うことを前提でお尋ねがありました。
在日米軍の訓練資機材調達費は、今回の特別協定で新たに項目として追加したものです。訓練を定で新たに項目として追加したものです。訓練を定びますが各種技能の維持向上を図ることが、の要素であり、軍隊として当然に行うことを前提の要素であり、軍隊として当然に行うことを前提の要素であり、軍隊として当然に行うことを前提の要素であり、軍隊として当然に行うことを前提

れます。
国軍隊を維持することに伴う経費の一部と考えら
訓練資機材の調達のための本経費は、日本に合衆

る特別協定を締結するものです。
を日本側で負担するに当たり、同協定の特則であ位協定の下では米側に負担義務があるため、これそして、そのような経費は、あくまでも日米地

強化が更に図られると考えております。自衛隊においても訓練の際などに活用することにいても、日米共同訓練の際などに活用することにで、本経費により米側が調達する訓練資機材についると承知しておりますが、その上自衛隊においても訓練のために必要な資機材を

ねがありました。 次に、提供施設整備の目的や影響についてお尋

断により措置してきています。個々の事業ごとに、日米安全保障条約の目的達成個々の事業ごとに、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政負担との関係、社会経済との関係、現が国の財政負担との関係、社会経済

施設整備についても、例えば、航空機掩体や整備についても、例えば、航空機掩体や整備なできるよう、必要な基盤をしっかり整備していなできるよう、必要な基盤をしっかり整備しているが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを

点的に推進することとしたものです。上及び施設・区域の抗堪性強化に資する事業を重用格納庫等の整備といった在日米軍の即応性の向

ありました。と、この通称が導入された理由についてお尋ねがと、この通称が導入された理由についてお尋ねが次に、同盟強靱化予算に関する米国からの要求

きのです。 ものです。 ものです。

その上で、呼称については、これまでは在日米 軍の駐留を支援することに重きを置いた経費負担 でしたが、今回の合意により、本件経費を用いて 日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一 日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一 でしたが、今回の合意により、本件経費を用いて したものです。

ります。

いずれにせよ、在日米軍駐留経費負担の将来のいずれにせよ、在日米軍駐留経費負担の将来のいずれにせよ、在日米軍駐留経費負担の将来のいずれにせよ、在日米軍駐留経費負担の将来の

についてお尋ねがありました。国防、安全保障、外交を包含する平和創造戦略

このようこ後しさを曽井安全呆章環竟の中こち断じて許容できず、厳しく非難をいたします。幹を揺るがす行為です。明白な国際法違反であり、幹を揺るがす行為です。明白な国際法違反であり、今回のロシアによるウクライナ侵略は、力によ

極的に寄与をしてまいります。(拍手)をいように厳しさを増す安全保障環境の中にあた。安全保障を展開することは当然であります。をみを引き続き堅持し、我が国の安全及びアジア歩みを引き続き堅持し、我が国の安全及びアジアルで、我が国が憲法の命ずるところに従って外の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積めいていまうに厳しさを増す安全保障環境の中にある。

〔国務大臣岸信夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信夫君) 小西洋之議員にお答え

法の範囲内にあるものに限られることを明確にす整備以前は、集団的自衛権の行使を禁じている憲日米安保条約第三条について、平和安全法制のいてお尋ねがありました。

条件」との文言から明らかなとおり、特定の憲法との範囲内にあるものに限られることを条件としてるために、憲法上の規定に従うことを条件としてること等を説明したと、していたところです。他方で、同条は、「憲法上の規定に従うことを条件としてものことをを発している憲とが、「これを会法制の目が、「これを会法制の目が、「これを会法制の目が、」との文言から明らかなとおり、特定の憲法

りました。

最後に、訓練資機材調達費についてお尋ねがあ

憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。 憲、違法なものとは考えていません。

次に、台湾有事、台湾海峡有事についてお尋ねしてお答えすることは差し控えます。なお、御指摘の岸元総理の発言について政府と

を取ってきています。 自衛隊は様々な事態に対応するため、万全の対応 域の安全保障環境が厳しさを増す中、在日米軍と 仮定の御質問にはお答えを差し控えますが、地 がありました。

として機能してきていると考えています。ており、地域における不測の事態に対する抑止力における国際の平和及び安全の維持に寄与してきでおりる国際の平和及び安全の維持に寄与してきる場合として申し上げれば、日米安保条約に基

ら即応性を強化するには我が国において実践的なであります。在日米軍がプレゼンスを維持しなが本経費は、今回の新たに設けることとしたもの

外国為替・外国貿易法に基づく金融制裁としてロ

ります。(拍手) ります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 上田清司さん。

[上田清司君登壇、拍手]

♡1・○○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司

特別協定について質問いたします。会派を代表して、在日米軍駐留経費負担に係る

二十六日から三月十五日までの六次にわたって、不当な侵略行為が今も続いています。このような事するものであります。日本国並びに日本国民は対岸の火事と見ることなく、国際社会にあっては対岸の火事と見ることなく、国際社会にあっては対岸の火事と見ることなく、国際社会にあってはならないものとして断固たる決意でウクライナのならないものとして断固たる決意でウクライナへのこの間、日本政府は、G7諸国と協調し、二月二十四日のロシア軍によるウクライナへの二十六日から三月十五日までの六次にわたって、二十六日から三月十五日までの六次にわたって、二月二十四日のロシア軍によるウクライナへの二月二十四日のロシア軍によるウクライナへの

を正しく評価します。シア関係の資産凍結をしてきました。政府の対応

ていずのも情けないという思いになります。 ロというのも情けないという思いになります。 独自の判断があってもしかるべきですが、発信ゼ 独りの判断があってもしかるべきですが、発信ゼ エクソンとシェルが撤退を表明しています。日本 エクソンとショルが撤退を表明しています。日本 というのも情けないという思いになります。

りました。 働く日本人従業員の給与の一部、 のかということもあり、本年度より在日米軍駐留 その後、 五年には二千七百十四億円の水準まで達しました。 負担の項目などが増え、順次予算も増え、一九九 本側が負担することから始まりました。その後 ゆる思いやり予算と言われ、 ると考えますが、林外務大臣の所感を伺います。 るという表明はロシアに対して圧力になり、 経費負担の通称を同盟強靱化予算とすることにな ○二二年度には二千五十六億円まで縮減したとこ に、日本の国益は留保するということが可能にな さて、本題の特別協定は、 日本側も経費を精査したりしながら、二 停戦まで両プロジェクトについて凍結す 俗称思いやり予算というのもいかがなも 一九七八年からいわ 在日米軍基地での、 六十二億円を日 同時

が大幅に削減され、その分を新たに訓練資機材調二〇二二年度の予算を見ていくと、光熱水料費

ずつ増額しています。まさに、

経費は抑えぎみですが、

在日米軍関係全体は少し

目立ってきたもの

計は八千三百七十一億円になります。

特別協定の

は小さくして他のところでしっかり増やすという

ものと説明されています。
らず、自衛隊と米軍の相互運用の向上性に資するの訓練資機材調達費で、在日米軍の即応性のみな達費が計上されています。五年間で最大二百億円

岸防衛大臣に伺います。

問の回答は余りにも抽象的です。
問の回答は余りにも抽象的です。
この五年間で二百億円、二〇二二年度では約十
この五年間で二百億円、二〇二二年度では約十
この五年間で二百億円、二〇二二年度では約十

林外務大臣には、一年間に十億円程度の訓練資格材費の内訳で、日米間の相互運用性の向上が見られると確信に至った理由を述べてください。
 おける予算ですが、在日米軍関係経費で見ていけおける予算ですが、在日米軍関係経費で見ていけば、特別協定以外にも、周辺対策費、施設の賃借料、リロケーション、その他、漁業補償など、二料、リロケーション、その他、漁業補償など、二料、リロケーション、その他、漁業補償など、二料、リロケーション、その他、漁業補償など、二半

的なパターンというものであります。柳生一族の陰謀ならず、霞が関一族の陰謀の典型

伺います。
ましいとは思いませんか。岸防衛大臣の御見解をて在日米軍駐留経費は少しずつ減っていくのが望自主防衛の観点からすれば、防衛費全体は増え

ょうか。林外務大臣の見解を伺います。 らし、自主防衛や外交を充実すべきではないでし 突出しています。この突出した現状を少しずつ減 ドイツ、イタリアは三〇%から四〇%で、 います。負担割合を見ると、日本は七四%、 で、ドイツ、イタリアはアメリカの負担となって しています。提供施設整備費は、韓国は米韓負担 担ですが、ドイツ、イタリアはアメリカ側が負担 切負担していません。 れば、韓国、ドイツ、イタリアは光熱水料費は た。 外国の在日米軍駐留経費について比較をしまし 財政制度等審議会財政制度分科会の資料によ 労務費は、 韓国が七〇%負 日本は

日本の外交力、防衛力が問われています。力の空白は紛争の原因と言われています。まさに、事的緊張が続いています。軍事バランスあるいは最近における日本周辺は、極めて憂慮をする軍

パーマストンは、我が英国にとって永遠の同盟もと考えます。しかし、十九世紀、イギリスの首相域の平和、安全、そして繁栄に貢献してきたもの域の平和、安全、そして繁栄に貢献してきたもの

られますか。岸防衛大臣の御見解を伺います。をれますか。岸防衛大臣の御見解を伺います。かり国策として展開すべきではないでしょうか。中米同盟の強靱化もいいのですが、日本防衛力の強靱化の議論を進めることがもっと重要だと考の強靱化の議論を進めることがもっと重要だと考えますが、どのようなテーマを政府は国民に訴ええますが、どのようなテーマを政府は国民に訴えるますが、どのようなテーマを政府は国民に訴えるますが、どのようなテーマを政府は国民に訴えるますが、どのようなテーマを政府は国民に訴えるますが、どのようなテーマを政府は国民に訴える。

に感謝を申し上げて、終わります。(拍手)と財産を守るため日夜精励されておられますことかれましては、日本国の平和と安全、国民の生命がれましては、日本国の平和と安全、国民の生命

[国務大臣林芳正君登壇、拍手]

○国務大臣(林芳正君) 上田議員にお答えをい

断じて許容できず、厳しく非難します。今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根を揺るがす行為です。明白な国際法違反であり、中ハリン1及び2についてお尋ねがありました。

実際に迅速に厳しい措置を打ち出しています。制裁措置をとっていくことが必要だと考えており、G7各国、国際社会とともにロシアに対して強いを撤退させるために、我が国としては、まずは、一刻も早くロシアの侵略をやめさせ、ロシア軍

大きな考えていきます。 エネルギー分野については、今般発表されたG で、我が国のエネルギーの安定供給等の観点を がって、我が国のエネルギーの安定供給等の観点を なび2についても、このG7首脳声明の方針に沿 なび2についても、このG7首脳声明の方針に沿 なび2についても、このG7首脳声明の方針に沿 なび2についても、このG7首脳声明の方針に沿 かでき慮しつつ、経済産業省とも連携し、適切な 対応を考えていきます。

ました。がるとの判断に至った理由についてお尋ねがありがるとの判断に至った理由についてお尋ねがあり、次に、訓練資機材調達が相互運用性向上につな

を向上させていく必要があります。 増す中、日米同盟の抑止力、対処力を高めるため増す中、日米同盟の抑止力、対処力を高めるためおい、自衛隊と在日米軍の双方が、日米共同訓練を記り巻く安全保障環境が一層厳しさを

で最大二百億円を負担することとしました。の即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資すの即応性及び米軍との相互運用性の強化にも資する訓練資機材を在日米軍の即応性のみならず、自衛隊を制協定において、新たに訓練資機材調達費の項

を計上しています。様々な種類の標的装置を充実標的装置一式の調達に係る所要額として約十億円令和四年度予算案については、戦闘射撃訓練用

ると考えております。可能となり、実践的な戦闘射撃能力の向上に資すさせることにより、より効果的な射撃訓練が実施

であると考えています。 至ったものであり、 きました。その結果、 ような支出が適切かについて米側と協議を重 ではなく、 るとの観点から、 分配慮しながら、 衛や外交の充実化についてお尋ねがありました。 定の割合を日本側負担として導くとのアプローチ 政府としては、 次に、 在日米軍駐留経費の負担水準及び自主防 同盟強靱化予算の各項目についてどの 我が国の厳しい財政状況にも十 在日米軍駐留経費全体のうち 国民の理解を得られる内容にす 同盟強靱化予算は適切な水準 日米両政府で今回の合意に

その上で、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、新たな国家安全、国家 は、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかり は、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかり は、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかり は、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかり は、日米同盟の抑止力、対処力の強化をしっかり が変をできる。 (拍手)

[国務大臣岸信夫君登壇、拍手]

をいたします。 ○国務大臣(岸信夫君) 上田清司議員にお答え

まず、訓練資機材調達費についてのお尋ねがあ

即応性向上や日米の相互運用性の、 射撃能力を向上するための標的装置、 規模な訓練を実施するためのシステム機材、 共同対処能力の向上につながると考えています。 どにも活用することで、在日米軍と自衛隊双方の ています。こうした訓練資機材を日米共同訓練な ついてお尋ねがありました。 イバー対処訓練を行うための機材の調達を想定し 現時点では、ネットワークを介して複雑かつ大 防衛関係費と在日米軍駐留経費の関係に 強化し、 実践的なサ 日米 戦闘

増す中、 盟強靱化予算によって在日米軍の安定的なプレゼ 同盟及び在日米軍は、我が国の防衛や地域の平和 層効果的に強化していく必要があると考えていま と安定のためになくてはならない存在であり、同 必要があることは当然であります。 ンスを支え、日米同盟の抑止力、 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを 我が国自身の防衛力を抜本的に強化する 対処力をより一 同時に、 日米

した。 を増しています。こうした中で、 我が国を取り巻く安全保障環境は急速に厳しさ 国民の命や暮らしを守るために十分な 防衛力の強化についてお尋ねがありま ミサイル防衛体 いわ

備えができているのかという問題意識の下、

除せず現実的に検討し、 ゆる敵基地攻撃能力を含め、 てまいります。 (拍手) 防衛力を抜本的に強化し あらゆる選択肢を排

○議長 (山東昭子君) 音喜多駿君登壇、 音喜多駿さん。 拍手

○音喜多駿君 会派を代表して、 日本維新の会の音喜多駿です。 在日米軍経費協定について質

問をいたします。

ともに、ウクライナの方々と連帯することをお誓 改めてロシアに対して最大限の非難を表明すると い申し上げます。 容認できるものではありません。 よる現状変更は、いかなる言い分があれ、断じて 方々に哀悼の意をささげます。覇権国家の武力に 武力行使によって犠牲になられたウクライナの 質疑に先立ち、ロシアによる理不尽な侵略行為 我が党としても、

がいかにIT後進国であり、 を世界にさらけ出すことになります。価値観を同 の問題や前例主義から難色を示すことは、 なりかねません。ましてや、オンライン配信技術 社会に誤ったメッセージを出してしまうことにも の国会でのオンライン演説を政府に打診していま 現在、ウクライナのゼレンスキー大統領が日本 ここで万が一にでも引き受けないことになれ それは国際的な連携を放棄するという、 閉鎖的な国であるか 我が国 国際

> 化が望まれているときはありません。 に求められています。国際秩序を揺るがすウクラ 有事の際に十分に機能すること、その担保がまさ す。この特別協定は、 協定の在り方は、ますます重要性が高まっていま 増す国際環境において、日米安全保障体制と特別 しての受け止めを林外務大臣にお伺いいたします。 ておりますが、高度な外交事項でもあり、 す。一義的には国会が決定することとは承知をし 領の本会議場での演説を受け入れるべきと考えま ナの人々に寄り添うためにも、ゼレンスキー大統 じくする諸国と連携し、 イナ情勢を受けて、今ほど日米関係の深まり、 これまでにないスピードで厳しさと不確実性を 大前提として、 国難に直面するウクライ 日米同盟が 政府と 深

す。 ていると認識されているのか、外務大臣に伺いま れ日本の防衛に当たることは、どの点で保障され 米国において速やかに議会承認などの手続がなさ 撃を受けた際には、日米安保条約第五条に基づき そこで、改めて、 有事の際、すなわち日本が 攻

高いこと、まず自国の防衛は自国で行わねば国際 ション回避のために消極的な対応を取る可能性も ど世界各国は、 覇権国家があるリスクが顕在化したこと、 命な防衛行動で分かったことは、核保有国に専 今回のロシアによる侵略行為とウクライナの 核保有国に対しては、 エスカレー 米国な

考えます。 社会からの十分な支援は得られないことであると

この三点の考え方について、大臣は同意をされ この三点目の、自国の防衛はまず自国で行わね この三点目の、自国の防衛はまず自国で行わね この三点の考え方について、大臣は同意をされ

われない予算計上することを明言されました。 算について、慣習であるGDP比一%の枠にとら としています。総理も、今国会において、防衛予 としています。総理も、今国会において、防衛予 政府は、令和四年度の防衛関係費について、令

ただ、一方で、ドイツのショルツ首相は、国防 ただ、一方で、ドイツのショルツ首相は、国防 か、岸防衛大臣に伺います。 防衛力強化のため、 GDP 比二%という明確な防衛費のターゲットを設定し、 諸国以上に深刻です。 防衛力強化のため、 GDP 比二%という明確な防衛費のターゲットを設定し、 覇権国 が、 岸防衛大臣に伺います。

ません。

広ず自衛隊の規模が拡大しなければ意味があり
防衛予算が仮に増額されたとしても、その中核

しかしながら、自衛隊は現在でも定員割れが続

いています。この要因として、自衛隊員の給与体系、待遇、働く環境に課題があるのではないでし系、待遇、働く環境に課題があるのではないでした人事院勧告によって定められていますが、国いた人事院勧告によって定められていますが、国いを担う自衛隊員の給与査定が、経済環境に大きく左右される民間給与に影響されることは望ましいものではありません。また、職務の危険度に合いものではありません。また、職務の危険度に合いせた手当も十分なものとは言えません。

と考えますが、防衛大臣の見解を伺います。付与等、抜本的な自衛隊員の待遇改善を行うべき付います。給与体系の見直し、十分な危険手当の前から議員立法の提出により強く問題提起を行った問題意識から、我が党は、この点、以

自国の防衛力の強化という文脈の中で、核抑止、 を検討するような短絡的な話ではありません。長 を検討するような短絡的な話ではありません。長 を検討するような短絡的な話ではありません。長 を検討するような短絡的な話ではありません。長 を検討するような短絡的な話ではありません。長 を検討するような短絡的な話ではありません。長 とだ、厳しい安全保障環境に直面する我が国で た上で、厳しい安全保障環境に直面する我が国で とで、厳しい安全保障環境に直面する我が国で とで、厳しい安全保障環境に直面する我が国で といるとすれば、米国の核の傘が実際に 機能するか否かが重要な論点の一つになると考え とする。

米国の核戦術、核戦略における意思決定に対し

について外務大臣に伺います。きるのか、この点、現状認識と今後の課題、対応て我が国は現状どのように関わっていくことがで

に伺います。

おわせて、台湾有事がいよいよ現実味を帯びてあわせて、台湾有事がいよいよ現実味を帯びてあわせて、台湾有事がいよいよ現実味を帯びてあわせて、台湾有事がいよいよ現実味を帯びて

日本は、これまで、平和安全法制の成立で新たに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに盛り込まれた自衛隊法第九十五条の二に基づくに高います。

多少変化しつつも、我が国が協定第二十四条に定位協定第二十四条が定めており、これまで我が党が繰り返し指摘をしてく我が国としての経費負担が実施されています。しかし、これまで我が党が繰り返し指摘をしてしかし、これまで我が党が繰り返し指摘をしてしかし、これまで我が党が繰り返し指摘をしてしかし、これまで我が党が繰り返し指摘をしているように、締結される特別協定の内容は、毎回をおように、締結される特別協定の内容は、毎回をといるように、統結される特別協定の内容は、毎回をは、第一を表示といる。

ものは事実上恒久化されています。める金額を大きく超えて負担するという構図その

です。

です。

です。

です。

です。

のは、我が国と同様に米軍が駐留する国として

は、我が国と同様に米軍が駐留する国として

など、混乱を来したことも記憶に新しいところ

のなど、混乱を来したことも記憶に新しいところ

のなど、混乱を来したことも記憶に新しいところ

です。

の見解をお伺いします。 安定性を疑問視する指摘もありますが、外務大臣 からず、都度時限的な協定を結び、締結し直して からず、都度時限的な協定を結び、締結し直して がく方式を取っていることに対し、制度としての とが国における在日米軍の駐留に不可欠な在日

外務大臣に説明を求めます。

外務大臣に説明を求めます。

外務大臣に説明を求めます。

とにどのような変化が生じたのか、政府は定量関係にどのような変化が生じたのか、政府は定量関係にどのような変化が生じたのか、政府は定量がな指標を用いた分析を行っているのかどうか、的な指標を用いた分析を行っているのかどうか、外務大臣に説明を求めます。

その点、具体的には、今回の特別協定では、前

大臣に伺います。 日米同盟の更なる強靱化が実現されるのか、外務ます。この百億円の負担増によって、どのように回と比べ、年平均で約百億円の負担増となってい

います。 最後に、訓練資機材調達費の新設についても伺

防衛大臣の説明を求めます。 今回新たに盛り込まれた訓練資機材調達費を用いて、我が国の負担で米国が調達した訓練資機材 いて、我が国の負担で米国にあるとのこと です。日米の相互運用性の向上という目的を達成 するためであれば、我が国の角担で調達する資機 するためであれば、我が国の角上という目的を達成 するためであれば、我が国の角上という目的を達成 するためであれば、我が国の所有として、必要に応 材なのですから、我が国の所有として、必要に応 が、今回なぜこのようなスキームを取ったのか、 防衛大臣の説明を求めます。

門を終わります。 今回の国際秩序を揺るがすロシアによる武力侵略によって、安全保障の議論のステージは大きく 変わることになりました。日本維新の会は、国際 秩序の中で日本に求められる役割を果たせるよう、 共言を続けていくことを申し上げまして、私の質 提言を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○国務大臣(林芳正君) 音喜多議員にお答えを

てお尋ねがありました。ゼレンスキー大統領による国会での演説につい

昨日、ウクライナ政府より、我が国の衆参両院職長に対して、ゼレンスキー大統領による国会でがの演説を行いたいとの正式な要請が寄せられたと、ボースのでは、世界国会において御議論、御検討いただき、前向きに対応して

についてお尋ねがありました。
次に、米国による日本の防衛と米国議会の承認

の信頼を置いています。

米国は、累次の機会に日米安全保障条約の下で
米国は、累次の機会に日米安全保障条約の下で

また、日米安全保障条約の締結は、米国におい また、日米安全保障条約のごとき措置をとるよ 「本安全保障条約第五条に規定する米国の対日防 日米安全保障条約第五条に規定する米国の対日防 日米安全保障条約第五条に規定する米国の対日防 で、この義務の履行を妨げるかのごとき措置をとるよ で、とは考えられません。

保障政策についてお尋ねがありました。 ウクライナ情勢を踏まえた我が国の安全

動であると認識をしております。 勢の更なる不安定化につながりかねない危険な行 止力部隊の態勢を引き上げたことについては、 です。明白な国際法違反であり、断じて許容でき ず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為 る一方的な現状変更の試みであり、 今般のロシアによるウクライナ侵略は、 厳しく非難します。その中で、 ロシアが核抑 欧州のみなら 力によ 情

された日米2プラス2においても、 器が存在していることを踏まえれば、 の拡大抑止の重要性について改めて確認していま 含む米国の拡大抑止は不可欠であり、 我が国を取り巻く安全保障環境や、 協力していくことが重要です。 日米間で米国 米国と緊密 現実に核兵 核抑止力を 先般実施

が国は、 自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた協力 対処力の強化をしっかりと図っていくとともに、 自身の防衛力の抜本的強化に取り組む決意です。 アジアで許してはなりません。このような中、 な現状変更の試みを、インド太平洋、とりわけ東 を関係国や地域のパートナーとの間で一層強化を 今回のウクライナ侵略のような力による一方的 新たな国家安保戦略等を策定し、 外務省としては、日米同盟の抑止力、 我が国 我

していきます。

ら緊密かつ幅広く意見交換を行っています。 けた様々な取組について、様々なレベルで日頃 の日本の関与についてお尋ねがありました。 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す 次に、米国核戦術及び核戦略における意思決定 日米間では、同盟の抑止力、対処力強化に向

中、

ゆる種類の能力を用いた日米安全保障条約の下で 国が、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なもので 米同盟の深化を不断に進めていきます。 止協議の場を含め、あらゆるやり取りを通じて日 メントを表明しています。 の日米、日本の防衛に対する揺るぎないコミット を確認していると同時に、 あり続けることを確保することの決定的な重要性 本年一月の日米2プラス2においても、 今後とも、 米国は、 核を含むあら 日米拡大抑 日米両

ねがありました。 次に、 台湾有事における行動指針についてお尋

ます。 場です。この点、 和と安定の重要性について認識を共有してきてい 談や日米2プラス2などにおいて、 湾をめぐる問題が対話により平和的に解決される とより、 ことを期待するというのが従来からの一貫した立 台湾海峡の平和と安定は、 国際社会の安定にとっても重要です。 日米間でも、 日本の安全保障はも 日米首脳テレビ会 台湾海峡の平 台

> す中、 期していくことは当然です。 きるよう、平素からの体制の整備を含め、 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増 その上で、 政府としていかなる事態に対しても対応で あくまで一般論として申し上げれば、 万全を

ついてお尋ねがありました。 次に、特別協定交渉における政府の交渉姿勢に

てきています。 こうした日本の取組を累次の機会に支持、 の抑止力、対処力を一層強化しています。 の我が国としての主体的な取組を進め、 き続き、 本的に強化するとともに、平和安全法制の下、 が一層厳しさを増す中、我が国自身の防衛力を抜 政府としては、 国民の命と平和な暮らしを守り抜くため 我が国を取り巻く安全保障環境 日米同盟 歓迎し 米国も 引

合意に至ったものです。 強化に向けた我が国自身の様々な努力も含め、 府として、主張すべきは主張しつつ、 本特別協定の交渉に際しては、こうした防衛力 協議を重ね

の方式についてお尋ねがありました。 次に、在日米軍駐留経費負担に関する特別協定

期間を五年間とする地位協定の特則である特別協 あくまでも暫定的、 に定める経費負担の原則は原則として維持しつつ、 情勢を総合的に勘案し、日米地位協定第二十四条 今般の交渉に際しては、 限定的、 日米両国を取り巻く諸 特例的な措置として、

協定第二十四条に定める経費負担の原則それ自体 ものです。政府としては、現時点において、 定を締結することが適当との判断を改めて行った を変更することは考えておりません。 地位

が国を取り巻く安全保障環境等の各種要素の推移 に応じて、日本側の適切な負担の在り方について 解を得られるよう、我が国の厳しい財政状況や我 不断に検討をしてまいります。 このような枠組みの下で、今後とも、 国民の理

に、

響及びその評価の指標についてお尋ねがありまし 同盟強靱化予算の日米の協力関係への影

具体的な影響は多面的であり、 になじまないものと言わざるを得ません。 軍駐留経費負担によって日米関係にもたらされる る上で重要な役割を果たしてきています。 効果的な活動、 在日米軍駐留経費負担は、 米軍の地域への前方展開を確保す 在日米軍の円滑かつ かつ定量的な評価 在日米

てきています。 等の各種要素を総合的に考慮し、 予算が引き続き重要である点を踏まえ、 日米同盟の抑止力、 米軍の円滑かつ効果的な運用を支えるとともに、 厳しい財政状況や我が国を取り巻く安全保障環境 その上で、我が国の負担規模については、 対処力を強化する同盟強靱化 主体的に判断し 我が国の 在日

今回の特別協定においてどのように日米同盟が

的に推進していくこととしました。 も資する訓練資機材調達費の項目を設けるととも 自衛隊の即応性及び米軍との相互運用性の強化に の一致を見ました。第二に、 光熱水料等については大幅に削減することで意見 止力、対処力強化への貢献が直接的に見えにくい 強靱化されるかについてお尋ねがありました。 施設・区域の抗堪性強化に資する施設整備を重点 今回、 第三に、今後は、 米国との間では、第一に、日米同盟の抑 在日米軍の即応性及びその 在日米軍のみならず

軍の円滑かつ効果的な運用を支えるだけではなく 結果、 と考えております。(拍手) 靱化に資する経費負担の合意を得ることができた 層効果的に強化していくことに資する、また、 自衛隊を含む日米同盟の抑止力、 しい財政状況を踏まえ、 今回このように日米双方が真摯に交渉を行った 議員御指摘の増額となりましたが、在日米 めり張りを付けた同盟強 対処力をより一 厳

(国務大臣岸信夫君登壇、 拍手

をいたします。 ○国務大臣(岸信夫君) 音喜多駿議員にお答え

う点において、対GDP比は指標として一定の意 保障環境を維持するために各国の国防費の対GD - 比二%以上を達成することで合意しているとい NATOという民主主義国家の集まりが、安全 まず、防衛費についてお尋ねがありました。

味があると考えています。

と考えております。 ために必要な予算をしっかりと確保していきたい きるように、防衛費、 防衛省としては、現下の安全保障環境に対応で 防衛力を抜本的に強化する

向上を図ってまいります。 を確保すべく、給与面で、 ると考えており、 る抜本的な待遇改善についてお尋ねがありました。 任務拡大等を踏まえた適切な対処を、 自衛官の任務の特殊性に対する処遇は重要であ 次に、自衛隊員の確保のための給与面等におけ 安全保障環境の変化や自衛隊の 給与面を含めて処遇の 適切な処遇

ってまいります。 このような取組を通じて、 人材確保を着実に図

尋ねがありました。 最後に、訓練費、 訓練資機材調達費についてお

性を向上させる必要があるとの観点から、 訓練資機材調達費を設けました。 自衛隊と在日米軍が実践的な訓練を通じ、 即応

Ò す。 する資機材は米軍、 定の下での負担の一 応体制維持のための経費を、 本経費は、本来米側に負担義務がある米軍の 日本側が負担するに当たって締結する特別協 部であるため、 米側が所有することになりま 同盟強靱化の観点か 本経費で調達

この資機材の活用のほか、 自衛隊の資機材を米

相互運用性を強化してまいります。(拍手)軍に使用させることなどにより、日米の即応性の、

○議長(山東昭子君) 井上哲士さん。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。 〔井上哲士君登壇、拍手〕

求めるものです。やみとお見舞いを申し上げ、政府に万全の対策をやみとお見舞いを申し上げ、政府に万全の対策を宮城、福島での地震で被災された皆さんにお悔

定について質問します。 会派を代表して、在日米軍駐留経費負担特別協

と撤退を求めます。まず満腔の怒りを持って非難し、侵略の即時中止まず満腔の忍りを持って非難し、侵略の即時中止

れません。政府も同じ認識ですか。 の文撃はジュネーブ文民条約で、 原発への攻撃はジュネーブ文民条約で、 原発への攻撃はジュネーブ文民条約で、 原発への攻撃はジュネーブ文民条約で、 原発への攻撃はジュネーブ文民条約で、 原発への攻撃はジュネーブ文民条約で、

の一点で声を上げ、力を合わせることです。と市民が侵略やめよ、国連憲章、国際人道法守れ番の力は、ロシア国内の声と連帯し、世界の国々番の力は、ロシア国内の声と連帯し、世界の国々の点で発展の中でも、侵略反対の市民の声や行動が、ロシア国内でも、侵略反対の市民の声や行動が、ロシア国内でも、

国連総会緊急特別会合でのロシアのウクライナ国連総会緊急特別会合でのロシアのウクライナを、この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事た。この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事た。この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事に、この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事に、この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事に、この四十七か国に対し、侵略を非難して軍事に、対象を対象に強く求めます。

挙げることを政府に強く求めます。
総理が明日から訪問するインドもこの決議に棄 他しています。食料、物資、医療などが緊急に求め しています。食料、物資、医療などが緊急に求め しています。食料、物資、医療などが緊急に求め られています。これら非軍事の人道支援に全力を られています。これら非軍事の人道支援に全力を

現在審議中の来年度予算案には、安倍元総理と現在審議中の来年度予算案には、安倍元総理とできます。ロシアがウクライナを侵略している下で、国际的にも国民的にも全く納得は得られません。松際的にも国民的にも全く納得は得られません。松門官房長官も会見で、日口経済協力について当面見合わせると述べられました。この予算は削減すべきです。答弁を求めます。

第二次世界大戦を防げなかったその教訓から、戦の惨禍を経て不戦条約が制定されました。しかし、利として認められていましたが、第一次世界大戦二十世紀の初頭まで、戦争は国家の合法的な権

それを発展させたものです。の平和の秩序をつくってきました。日本国憲法はたのが国連憲章であり、力の論理を否定して世界争一般でなく、武力行使も武力による威嚇も禁じ

で逆行させるものです。
かで対抗しようとすることは、世界を十九世紀まではなく、世界の平和の秩序そのものです。国連ではなく、世界の平和の秩序そのものです。国連の逆行させるものです。国連のでがは、ウクライナの主権だけ

務大臣の答弁を求めます。要性と、憲法九条を持つ日本の役割について、外要性と、憲法九条を持つ日本の役割について、外国連憲章に基づく世界の平和の秩序の回復の重

次に、核共有議論の問題です。

う動きは看過できません。に乗じて、元首相などの核共有を議論すべきといに乗じて、元首相などの核共有を議論すべきといっていることは言語道断です。この危機の手がある。

長官も同じ考えですか。 岸田総理は、二日の予算委員会での私の質問に、 がした考えは認められないと答弁しました。官房 原子力基本法を始めとする法体系からしても、こ 原子力基本法を始めとする法体系からしても、こ 原子力基本法を始めとする法体系からしても、こ 原子力基本法を始めとする法体系からしても、こ がした考えは認められないと答弁しました。官房 長官も同じ考えですか。

ところが、自民党の茂木幹事長は七日の記者会

点で位置付けられるべきなどと述べました。るものとも言えない、中長期的な抑止力確保の観見で、核共有は概念上、非核三原則に直ちに反す

しかし、核共有とは、米軍の核戦力の日本配備を認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非核三原則を投げを認めることです。国是である非常に対している。

いて伺います。 在日米軍駐留経費、思いやり予算特別協定につ

計額を、防衛大臣、お答えください。本協定は、在日米軍の駐留経費について、日本が二○二二年度からの五年間の協定で示した負担総額を一一%も増らの五年間の協定で示した負担総額を一一%も増らの五年間の協定で示した負担総額を一一%も増いるせるものです。これまで日本が負担した在日米軍駐留経費の総額と来年度予算案の計上額の合業を表する。

慮するとしていましたが、しかし、本協定を見れば日本国に負担を掛けずに合衆国が負担すると定は日本国に負担を掛けずに合衆国が負担すると定は日本国に負担を掛けずに合衆国が負担すると定は日本国に負担を掛けずに合衆国が負担すると定

ません。
況を考慮したことを示す形跡はどこにも見当たりば、コロナ禍が続く中、更に厳しくなった財政状

答弁を求めます。

答弁を求めます。

答弁を求めます。

答弁を求めます。

答弁を求めます。

答弁を求めます。

※インド太平洋軍司令官は三月九日の米議会で、
米インド太平洋軍司令官は三月九日の米議会で、

本協定では、訓練資機材調達費として、米軍が本協定では、訓練資機材調達を支援する新たな費目が設けられました。LVCシステムを始め調達が予定される資機材は、米軍が訓練環境の向上と費用の抑制を図ることを目的として、専ら米軍の所有となります。どこを見ても、日本がこの経費を負担する理由は全くないではありませんか。防衛大臣、いかがですか。

にとっては、何の歯止めにもならないではありま意に反して経費の負担を強いられることはありま意に反して経費の負担を強いられることはありままの爆買いやイージス・アショア導入決定までの器の爆買いやイージス・アショア導入決定までの器の場質がでイージス・アショア導入決定までのと信じる国民がどれほどいるでしょうか。納税者と信じる国民がどれほどいるでしょうか。納税者と信じる国民がどれほどいるでしょうか。納税者と信じる国民がどれほどいるでしょうか。納税者と信じる国民がどれば、例の歯止めにもならないではありませんと言いる。

せんか。

訓練環境があるとされています。

さらに、本協定では、訓練移転費に関して、アラスカを米軍機の訓練移転先の対象に追加すると
ラスカを米軍機の訓練移転先の対象に追加すると
をど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなど他の太平洋地域のどこにもない広大で優れたなどでは、訓練移転費に関して、ア

友便ともいうべきものではないですか。 本が経費を負担する理由はどこにあるというのですか。沖縄の負担軽減を費用負担の口実にするこすか。沖縄の負担軽減を費用負担の口実にすることは、筋の通らない負担を日本に負わせるためのとは、筋の通らない負担を目本に負わせるためのとは、筋の通らない負担を目がしている。

にほかならないのではありませんか。
を一層進めながら軍事力を強化しようとするものを一層進めながら軍事力を強化しようとするものを一層進めながら軍事力を強化しようとするものを一層進めながら軍力を強化しまる。

す。(拍手)以上、外務大臣の答弁を求め、質問を終わりま

[国務大臣林芳正君登壇、拍手]

○国務大臣(林芳正君) 井上議員にお答えをい

ロシアによる侵略行為と国際人道法との関係に

ついてお尋ねがありました。

ません。
国際人道法に違反するものであり、決して許され
うこととされ、この軍事目標主義に反する攻撃は、
国際人道法上、軍事行動は軍事目標に限定して行
国際人道法と、軍事行動は軍事目標に限定して行

連総会決議についてお尋ねがありました。 やに、ロシアによる侵略を強く非難するとともに、ロシアによる侵略を強く非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう、引き続き強く求めていきます。 次に、ロシアによる軍事行動は、国連憲章第二 連総会決議についてお尋ねがありました。

現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、現地時間三月二日、国連総会の緊急特別会合は、

いて率直な意見交換を行いました。今後も、総理議において、現下のウクライナをめぐる情勢につ相会合、また、三月三日の日米豪印首脳テレビ会インドとの関係では、二月十一日の日米豪印外

を行っていきたいと考えています。のインド訪問も含む様々な機会を捉え、意思疎る

诵

力を続けていきたいと考えています。
かに、G7を始めとする国際社会が結束して対応めに、G7を始めとする国際社会が結束して対応がることが重要と考えており、乗権した国を含めてることが重要と考えており、乗権した国を含めていずれにせよ、我が国としては、一刻も早くロいずれにせよ、我が国としては、一刻も早くロ

りました。

本の役割についてお尋ねがありました。 次に、国連憲章の重要性及び憲法九条を持つ日

力の行使を禁止しています。

ており、同条四において、武力による威嚇又は武によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくによって国際の平和及び安全並びに正義を危うくて、全ての加盟国は、その国際紛争を平和的手段

今回のロシアによるウクライナ侵略は、国連憲がす行為です。断じて許容できず、厳しく非難しがす行為です。断じて許容できず、厳しく非難しがす行為です。断じて許容できず、厳しく非難しがす行為です。断じて許容できず、厳しく非難し

和主義の理念の下、平和国家として国際社会の平我が国は、憲法九条及び前文に示されている平を一にし、国際秩序の基礎となる重要なものです。

く評価されています。和と安定に貢献してまいりました。この取組は

次に、特別協定交渉の経緯についてお尋ねがあ家としての歩みを続けていきたいと考えます。一今後とも、こうした取組を続けながら、平和国

尋ねがありました。 次に、訓練資機材調達費の負担上限についてお

て経費の負担を強いられることはありません。想定しています。したがって、日本側の意に反しるとの通告を米国政府に対して行う場合に限る旨本国政府が、相互に適当と判断する経費を負担する経費については、協定上、日

で一致をしており、日本が際限なく負担することの一致を集件とした額であることについて日米間のことを条件とした額であることについて日米間のことを集けることとしたものでございますが、このでででででいますが、この

になるとの指摘は当たりません。

担軽減についてお尋ねがありました。
次に、訓練移転費を負担する理由及び沖縄の負

としても積極的に取り組んできています。軽減する観点から大きな意義を有しており、政府日米軍施設・区域周辺における訓練活動の影響を訓練移転は、在日米軍の抑止力の維持向上と在

される効果があるものと認識をしております。の周辺の住民に対する騒音の影響が一定程度軽減り、例えば、嘉手納飛行場等により、嘉手納飛行場等い、例えば、嘉手納飛行場等に所属する航空機の特に、沖縄の負担軽減は政府の最重要課題であ

た。

いかる観点から協議を行った結果、航空機の訓練移転について、米軍による訓練の日本国外への練移転を一層促進するため、広大な空域など恵まれを訓練環境を有するアラスカを訓練の日本国外へのとすることについて、米軍による訓練の日本国外へのとすることについて、米軍による訓練の日本国外への

の御指摘は当たりません。筋の通らない負担を日本に負わせるための方便と転を更に促進することが可能になると考えており、を始めとする地元の負担軽減を図るための訓練移これにより、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄

尋ねがありました。 次に、在日米軍駐留経費負担の通称についてお

政府としては、今回の交渉の結果、在日米軍の

応してまいります。

の合意を得ることができたと考えています。い財政状況を踏まえ、めり張りを付けた経費負担効果的に強化していくことに資する、また、厳しー層のかの効果的な運用を支えるだけではなく、自

た。このように、これまでは在日米軍の駐留を支援の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層の合意により、本件経費を用いて日米同盟を一層があるとに重きを置いた経費負担でしたが、今回た。

算とすることとしたものです。(拍手)端的に示すものとして、その通称を同盟強靱化予回の合意に基づく在日米軍駐留経費負担の性質を回のような経費負担の内容の変化を踏まえ、今

[国務大臣松野博一君登壇、拍手]

○国務大臣 (松野博一君) 井上議員にお答えを

ありました。 八項目の協力プラン関係予算についてお尋ねが

現下のウクライナ情勢を踏まえれば、ロシアと現下のウクライナ情勢を踏まえれば、ロシアとの経済分野の関係で新たな経済分野の協力を進めていく状況の関係で新たな経済分野の協力を進めていく状況の関係で新たな経済分野の協力を進めていく状況の関係で新たな経済分野の協力を進めていく状況の関係で新たな経済分野の協力を進めていく状況の関係である。

今後のウクライナ情勢や国際的議論の展望を正の教行の段階で、その時点での最新の情報を踏まの教行の段階で、その時点での最新の情報を踏まのすの段階で、その時点での最新の情報を踏まが、適切に判断をしてまいります。

核共有についてお尋ねがありました。核共有についてお尋ねがありました。
核共有は、平素から自国の防衛のために米国のが、我が国については、非核三原則を国是としてが、我が国については、非核三原則を国とされますが、我が国についてお尋ねがありました。

〔国務大臣岸信夫君登壇、拍手〕

○国務大臣 (岸信夫君) 井上哲士議員にお答え

尋ねがありました。 まず、在日米軍駐留経費負担の総額についてお

あります。
四年度予算案の額は合計で八兆七百二十五億円で度から令和三年度までの当初予算額の総額と令和在日米軍駐留経費負担について、昭和五十三年

りました。
最後に、訓練資機材調達費についてお尋ねがあ

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを

資機材調達費の項目を設けることとしました。要があるとの観点から協議した結果、新たに訓練な訓練の実施等を通じ即応性を向上させていく必増す中で、自衛隊と在日米軍の双方が各種の高度

○議長(山東昭子君) 以上で質疑は終了いたし

午前十一時五十六分休憩これにて午後一時まで休憩いたします。

午後一時一分開議

○議長(山東昭子君) 休憩前に引き続き、会議

この際、日程に追加して、

議ございませんか。 提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異雇用保険法等の一部を改正する法律案について、

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

後藤茂之厚生労働大臣。

[国務大臣後藤茂之君登壇、拍手]

○国務大臣(後藤茂之君) ただいま議題となり

きまして、その趣旨を御説明いたします。ました雇用保険法等の一部を改正する法律案につ

ます。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に

こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継 こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継 こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継 こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継 こうした状況を踏まえ、失業等給付の特例の継

要を御説明いたします。 以下、この法律案の内容につきまして、その概

第一に、雇用保険制度における失業等給付について、雇い止めによる離職者等に係る基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、基本手当の受給期間の特例を創設するとともに、るまな、職業安定所長が受講を指示する公共職業訓練と、職業会員の対象に求職者支援制度における失業等給付につ

第二に、職業安定法における募集情報等提供事

うこととしています。

さい、その機能強化と事業運営の適正化を
業について、その機能強化と事業運営の適正化を
業について、その機能強化と事業運営の適正化を
の1の1のでは、多集情報等提供事業を行う者に対する
まため、労働者になろうとする者に関する情報
図るため、労働者になろうとする者に関する情報

協議会を組織する仕組みの創設等を行うことといされるよう、都道府県の区域ごとに関係者による地域の実情に応じた取組が適切かつ効果的に実施地域の実情に応じた取組が適切かつ効果的に実施

どの措置を講ずることとしています。保険料率を激変緩和のため引き下げるとともに、保険料率を激変緩和のため引き下げるとともに、保険料率を激変緩和のため引き下げるとともに、

ています。

でいます。

でいます。

の猶予を可能とするなどの措置を講ずることとし

の猶予を可能とするなどの措置を講ずることとし

の猶予を可能とするなどの措置を継続すると

対応するための国庫負担の特例措置を継続すると

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍を除き、令和四年四月一日としています。最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定

手

す。石田昌宏さん。 し、質疑の通告がございます。順次発言を許しまし、質疑の通告がございます。順次発言を許しまの議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対

[石田昌宏君登壇、拍手]

所型コナケイレスのペンデミング、コンマニついて、後藤厚生労働大臣に質問いたします。私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となる出昌宏君 自由民主党の石田昌宏です。

新型コロナウイルスのパンデミック、ロシアに新型コロナウイルスのパンデミック、ロシアにないます。人の命や暮らしが奪われ、経済震がありました。人の命や暮らしが奪われ、経済震がありました。人の命や暮らしが奪われ、経済まるウクライナへの侵略、そして先日も大きな地よりでは、

す。
活を守るために雇用保険は大きな役割を果たしま
このように経済が大きく揺らぐ中で、人々の生

支えるために、雇用調整助成金の特例措置の拡充持に懸命に取り組んできました。政府は、これを従業員の生活を守るという強い意思の下、雇用維経済成長率となったにもかかわらず、各事業所は一時はリーマン・ショックを超えるマイナスの

られています。と度重なる延長などを行い、失業率の上昇は抑え

しかし、地域や業種ごとに詳細を見ると、個々の状況に応じたきめ細やかな対応がまだ不十分での状況に応じたきめ細やかな対応がまだ不十分でれますが、再び感染が広がることも否定できません。事業者の方が見通しを持って今後の経営計画を考えることができるようにするためにも、今後を考えることができるようにするためにも、今後ないでほしいと考えますが、大臣のお考えをお聞ないでほしいと考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

年度末まで延長します。職者への手厚い教育訓練支援給付金制度を令和六職した者に対する給付の暫定的な措置や、若年離本改正案では、コロナ下で雇い止め等により離

ています。
一方、雇用保険の適用がない等のケースが多い
表計である。
一方、雇用保険の適用がない等のケースが多い
の方、雇用保険の適用がない等のケースが多い

来年度も特例措置が講じられるべきと考えますが、スの定員増など、利用者本位に充実させた上で、の方が利用しやすいよう託児サービスを利用できの方が利用しやすいよう託児サービスを利用でき

政策の方向性をお聞かせください。

状況にあります。 特に情報通信業や建設業などではその傾向が強い産業で見ると、基調として人手不足が続いており、産業で見ると、基調として人手不足が続いており、企業者が増加しています。一方、全コロナ感染の拡大により、飲食サービス業や宿コロナ感染の拡大により、飲食サービス業や宿

でジタルの普及に伴い、求職活動においてもインターネットの利用が拡大しており、法律上の募集情報等提供のこれまでの定義に当てはまらないりローリングなどの新しいサービスが生まれてい動収集するサービスであるため、利用者の利便性が高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる一方、従来からある職業紹介等の様々なが高まる。

今回の法案には、募集情報等提供の定義の拡大

リットが生まれるのか、お示しいただきたいと思関との相互協力の努力義務が規定されていますが、関との相互協力の努力義務が規定されていますが、関との相互協力の努力義務が規定されていますが、関との相互協力の対 () によっ。

残高は五百億円と大きく減ってしまいました。充当等を進めてきた結果、令和四年度予算案では響を最小限に止めるため、雇用調整助成金等へのしかし、新型コロナ感染拡大による雇用への影

性を高めておくべきことは理解できます。
つかりと対応するためにも、雇用保険財政の健全しています。雇用をめぐる情勢の急激な変化にし食料の価格の急上昇で経済状況も一気に不透明化食料の価格の急上昇で経済状況も一気に不透明化

令和四年九月までは○・二%のまま、十月から令る保険料率については、原則○・八%のところ、今回の改正案では、雇用保険の失業等給付に係

度まで継続することとしています。
書業に係る国庫負担の特例の暫定措置を令和四年失業等給付等への国庫からの繰入れ及び雇用安定失業等給付等への国庫からの繰入れ及び雇用安定のである仕組みとした上で、コロナ禍への対応のための

を 東京 大京 大京 大の理解がより重要となります。 どのよう を働く人の理解がより重要となります。 どのよう な取組をされるのでしょうか。 な取組をされるのでしょうか。

(拍手) この点をお伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(後藤茂之君) 石田昌宏議員の御質〔国務大臣後藤茂之君登壇、拍手〕

りました。 雇用調整助成金の特例措置についてお尋ねがあ 問にお答えいたします。

支援してきたところです。い特例措置を講じ、事業主の雇用の維持を強力に雇用調整助成金については、これまでに例のな

本方針二〇二一を踏まえ、引き続き、感染が拡大降の取扱いについては、経済財政運営と改革の基で延長する方針を公表したところですが、七月以た般、雇用調整助成金の特例措置等を六月末ま

つつ、雇用情勢を見極めながら検討をしてまいりしている地域及び特に業況が厳しい企業に配慮し

るところです。 求職者支援制度についてお尋ねがありました。 求職者支援制度については、託児サービス付き の訓練や、希望に応じた日時に受講が可能な e— の訓練や、希望に応じた日時に受講が可能な e— する委託費の上乗せを行うなどの充実を図ってい する委託費の上乗せを行うなどの充実を図ってい する委託費の上乗せを行うなどの充実を図ってい

す。 どの役割を果たしていただくことを考えておりま 検証をしっかりと行い、 を反映した訓練コースの設定、 を促進するため、 向けて、関係省令の改正の手続を進めております。 都道府県単位の協議会を法定化し、 特例措置については、令和四年度末までの延長に また、 デジタル化の急速な進展等に対応した人材開 人材開発の促進等についてお尋ねがありました。 コロナ禍で講じている求職者支援制 今般の法律では、関係者による 訓練内容の改善を図るな 訓練効果の把握 地域のニーズ 度

により、企業内における人材開発を促進してまい論をいただいており、このガイドラインの策定等進をするため、ガイドラインの策定に向けた御議がまするため、ガイドラインの策定に向けた御議があわせて、現在、労働政策審議会の人材開発分

- July

いてお尋ねがありました。
次に、募集情報等提供に関する改正の効果につ

などのトラブルが存在しております。が終了していた、実際の労働条件が異なっていたが終了していた。実際の労働条件が異なっていたが、一様人メディアに関しては、応募したら既に募集

今般の改正法案で、募集情報等提供の定義を拡大し、募集情報の的確表示を法的に義務付けること等を規定しております。これにより、こうしたトラブルの発生が防止され、新しいサービスも含めた求人メディア等を求職者が安心して利用できめた求人メディア等を求職者が安心して利用できる環境が整備されることで、労働市場における公正、効率的なマッチングが促進されると考えております。

お尋ねがございました。 保険料率見直しに対する負担者の理解について

令和四年度の雇用保険料については、雇用保険 財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の 開負担者である労使も参画した労働政策審議会の 開負担者である労使も参画した労働政策審議会の 財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の 財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の 財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の

給付や、業況が苦しい企業への雇用調整助成金のた保険料も原資として、雇用を失った方への失業雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい

得てまいりたいと考えております。(拍手)の実施などにより、丁寧に周知、説明し、理解をへのお知らせや、都道府県労働局における説明会うした制度の意義や変更内容について、全事業主支給といった再分配を行う機能を有しており、こ

○議長(山東昭子君) 森屋隆さん。

[森屋隆君登壇、拍手]

○森屋隆君 立憲民主党の森屋隆です。

限の人道支援を進めることを強く求めます。 は多くの民間人を犠牲にし、その被害は女性や子 は多くの民間人を犠牲にし、その被害は女性や子 があるとともに、政府にはこれまで以上に関係諸 があるとともに、政府にはこれまで以上に関係諸 はあるとともに、政府にはこれまで以上に関係諸 はあるとともに、政府にはこれまで以上に関係諸

また、一昨日、東北を中心に大きな地震が発生 しました。お亡くなりになられた方に心よりお順 お見舞いを申し上げるとともに、被害に遭われた方に お見かれを申し上げます。この一週間程度は自分 の身を守る行動も心掛けていただきますようお願 いを申し上げます。

ってから約二年が経過しました。この感染症は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が始ま

と理解しています。と理解しています。により、失業者の増加をある程度抑制できたものこの危機に対しては、雇用調整助成金の特例措置この危機に対して甚大な影響を与え続けています。

います。 雇用保険制度は機能不全に陥るリスクに直面しては約五百億円と底をつくことが見込まれており、 は約五百億円と底をつくことが見込まれており、 と業等給付の積立金の残高は、来年度末に しかし、二年以上に及ぶ特例措置の影響などに

ます。 たからこそ、 交通を始め、 しかし、この制度が適用されることにより、 あり、雇用に対する大きな不安を感じていました。 業界では特例措置の運用がなされないとの判断も など、評価できる面もあります。当初、 整助成金の一部を国庫で負担する特例措置の延長 が、基本手当に関する暫定措置の延長や、 活用されることになりました。この安心感があっ このような状況で提出された今回の法律案です この二年間を耐えてこられたと思い 航空やホテル、旅館、 観光事業者に 交通運 雇用

ロナ禍での多額の国庫繰入れを言い訳に、国庫負急にまいました。それどころか、この法案では、コを厚生労働委員会の附帯決議は今回も無視されて参厚生労働委員会の附帯決議は今回も無視されての一方、雇用保険制度の各給付における国庫

が想像もしていなかった改正内容が含まれていま 担に関する本則自体を変えてしまうという、 我

職

切れるのでしょうか。 国の責任が将来にわたって果たせると本当に言い です。このような改正内容で、 しかし、労働者の生活はコロナ下も続いていくの 確かにコロナ禍での国庫負担は莫大なものです。 雇用政策に対する

の改正について質疑を行います。 以上のような問題意識を踏まえて、 雇用保険法

付日数を拡充する暫定措置の延長についてお尋ね 雇い止めに遭った労働者の基本手当の給

長ということになりました。 降、三度の延長が繰り返され、 の受給期間中に再就職することができた方は令和 見付けるのが困難な状況が続いており、 た状況を踏まえ、平成二十一年の暫定措置創設以 元年度でも約五六%にとどまっています。 こうし 新型コロナの影響が顕著になる前から再就職先を 雇い止めに遭った有期雇用労働者については、 今回で四度目の延 基本手当

すが、 働者の再就職が厳しい環境が続く限り、 ということですが、雇い止めに遭った有期雇用労 措置は今後も継続することが必須であると考えま ロナ禍の厳しい状況も踏まえて三年間 厚生労働大臣の見解を伺います。 この暫定 の延長

てのみ、

手当の受給者実人員が七十万人となる場合につい

それ以外の場合は国庫負担割合を四十分の

国庫負担割合を四分の一にするとしてお

標である弾力倍率が一未満となる場合、

かつ基本

大臣の見解を伺います。 厳しい状況が改善されない理由をどう分析し、 のような対応が必要と考えているのか、 が厳しい状況はなぜ続いたままなのでしょうか。 また、 雇い止めに遭った有期雇用労働者の再就 厚生労働 سلح

用保険財政の見通しについてお尋ねします。 雇用調整助成金の特例措置延長による今後 の雇

けは避けなくてはなりません。 陥 雇用保険財政の見通しを厚生労働大臣に伺います。 月末まで延長されることになりましたが、 残高は僅か五百億円しか残らないという見通しが 示されています。雇用調整助成金の特例措置が六 また、 り、 令和四年度予算案では、 雇用保険制度の各給付の支給が滞る事態だ 今回の特例措置延長によって財源不足に 令和四年度末の積立金 今後の

と考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。 の削減ではなく、国庫からの繰入れで対応すべき 不足に陥ったときには、 のであることを踏まえると、令和四年度中に財源 国庫負担割合の見直しについてお尋ねします。 政府案では、失業等給付の財政状況に関する指 各種特例措置が感染症対応という事情によるも 保険料率の引上げや給付

とするとしています。

が全くありませんでした。 基にしていると答弁したにすぎず、 十分の一の根拠について、現行の国庫負担割合を 承知しています。 余りにも差が大き過ぎると指摘する声もあったと 雇用保険部会では、四分の一と四十分の一では しかし、 衆議院本会議では、 合理的な説明 兀

厚生労働大臣の見解を伺います。 附帯決議の要請をどのように受け止めているのか 厳に限った措置とすることを求めています。 会の附帯決議でも、 的な措置であり、 そもそも現行の国庫負担割合はあくまでも時 令和二年度の衆参厚生労働委員 令和三年度までの二年度間に

5 か、それぞれ厚生労働大臣の見解を伺います。 に国の雇用政策への責任を示していると言えるの 合理的根拠があるのか、また国庫負担割合で本当 また、 国庫負担四十分の一という数字にどのような 雇用保険財政の安定的運営という観点か

対応を取らなかった理由を財務大臣に伺います。 を確保し、 国庫負担金として令和四年度予算案に約二千億円 年度から国庫負担を四分の一に戻し、 兆円の繰入れを行いました。それならば、 上すべきだったのではないでしょうか。 加えて、令和三年度補正予算では国から二・二 厚生労働省は、 残る二兆円を令和三年度補正予算に計 受給者実人員が七十万人以上と そのため 令和

ものと承知しております。

この七十万人という要求水準が極めて厳しく、事 準をもって設定したと説明しています。私たちは、 得ることを確認しておりました。 後の労働政策委員会における検討において、七十 ます。この点、衆議院の厚生労働委員会では、今 実上発動されないのではないかと懸念を持ってい 近年で最も高い水準の八十五万人の中間程度の水 るに当たっての基本想定としている六十万人と、 いう基準について、 万人という募集、 基準の見直しもその対象となり 原則の雇用保険料率を設定す

が、 も踏まえ、政令上の基準を見直すべきと考えます 厚生労働大臣の見解を伺います。 新型コロナウイルス感染拡大の雇用情勢

国庫負担割合の見直しと併せて、

今回、

新たに

国庫からの任意繰入れ制度が導入されることにな 法律案の重要な論点です。 の実効性が本当に確保されるのかという点は、 です。それゆえ、この国庫からの任意繰入れ制度 の一となる要件は大変厳しく、 も、こうした懸念が労使双方の委員から示された 先ほど申し上げたように、 雇用保険部会において 国庫負担割合が四分 実際の発動は困難 本

状況に該当する場合などには、 が発動されるべき具体的な状況を四つ挙げ、 雇用保険部会報告書では、 時点を問わず雇用 任意繰入れ 当該

> 意見を踏まえて必要な対応を取るべきであると厚 源の内容やその確保策も含めて議論を行い、 保険部会に報告し、財政安定化のために必要な財 その

生労働省に対応を求めています。

を伺います。 く必要があると考えますが、厚生労働大臣の見解 くとも政省令に制度の運用の考え方を規定してお の考え方は一切条文に書かれておりません。 しかし、本法律案には、任意繰入れ制度の運用 少な

返されました。 が、厚生労働省としては、こうした議論を踏まえ されるのかを確認する質問が幾つも行われました つつ、適切に対応してまいりますとの答弁が繰り 衆議院本会議では、 報告書の内容が本当に実行

改めて伺います。

保する、 合には、 生労働大臣の御決意をお聞かせください。 庫からの任意繰入れが必要との結果に至った場合 には、財政当局とも議論を行い、必要な財源を確 雇用保険部会報告書で示された状況に至った場 直ちに労働政策審議会に諮問を行い、 そうお約束いただけないでしょうか。 厚 玉

組みです。今回の見直しは公労使三者の合意によ そもそも、任意繰入れは国による裁量が強い仕 また、 運営されている雇用保険制度に対する財政当局 裁量を強化することにもつながりかねません。 今回、 見直しの内容自体、 財政制度等審

り

 \mathcal{O}

ことは否定できません。 議会の建議の影響を強く受けたものと印象がある

ことが懸念されますが、厚生労働大臣として、そ います。 を払拭するためにも、 ただけないでしょうか。 うした要求にはきちんと反論していくと明言をい 険料率の引上げや給付水準の引下げを要求される 今後、 任意繰入れ条件として、 厚生労働大臣の御決意を伺 今回の改正に対する懸念 財政当局 なから保

就職していることが明らかとなっています。 動向調査では、約三割が求人メディア等を通じて す役割は年々大きくなっており、令和二年の雇用 募集情報等提供事業者が労働市場において果た 次に、職業安定法の改正についてお伺いします。

情報提供事業者が対象外となっています。 示を義務付けていますが、これらの規定では募集 職業安定法第五条の三第一項では雇用仲介事 及び第二項では求人者に対して労働条件の 業

担が掛かっています。 求職者には職務経歴書の準備など、大小様々な負 しかし、求人者が求職者と実際に接触する段階 件を明示すべきとしていることは承知しています。 求職者と最初に接触する時点までに全ての労働条 まり面接などの選考に進む前の段階であっても、 職業安定法の指針では、原則として、求人者が

こうした状況を踏まえると、求職者保護という

会で議論することとしています。 世については、具体的な基準を法成立後に関係部すが、情報を正確かつ最新の内容に保つため、措また、本法律案では、募集情報等提供事業者等また、本法律案では、募集情報等提供事業者等

来職者が事実と異なる労働条件を信じた結果、 不利益を被ることがあってはなりません。正確性 等を保つための措置については、求職者保護とい う観点を最大限尊重した上で検討する必要がある と考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。 雇用保険制度は、我が国の労働者の生活を支え る重要なセーフティーネットの一つです。立憲民 ものとするために全力を尽くすことをお誓い申し 上げ、私の質疑といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手

[国務大臣後藤茂之君登壇、拍手]

○国務大臣 (後藤茂之君) 森屋隆議員の御質問

いてお尋ねがありました。離職者の基本手当の拡充に関する暫定措置につ

展い止めによる離職者の基本手当の給付日数の歴の効果や廃止した場合の影響も踏まえて検討してまいては、対象者の再就職状況等を注視しつつ、とも踏まえ、三年間延長すべきとの結論に至ったとのです。この措置の令和七年度以降の取扱いにものです。この措置の令和七年度以降の取扱いにものです。この措置の令和七年度以降の取扱いにものです。この措置の令和七年度以降の取扱いにしてまいります。

いてお尋ねがありました。雇い止めに遭った有期雇用労働者の再就職につ

長期化も懸念されているところです。用者数は大きく減少し、コロナ禍では失業期間の用者数は大きく減少し、コロナ禍では失業期間のる中、非正規雇用で働かれる方々を中心として雇新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化す

が要因であるものと考えております。 雇用への転換が難しい状況になっていることなど ある職場で有期雇用を繰り返している方々の無期 ある職場で有期雇用を繰り返している方々の無期 の無期の のものを のものと考えております。

就職支援や、職業訓練を受講する期間中の雇用保ークにおいて、求職者の状況に応じたきめ細かな乗せに係る暫定措置の対象とした上で、ハローワった有期雇用労働者を引き続き所定給付日数の上このため、厚生労働省としては、雇い止めに遭

尋ねがありました。
次に、今後の雇用保険財政の見通しについてお取組を通じ、早期の再就職を実現してまいります。
険の延長給付の支給などを行っており、こうした

定し、約○・五兆円を計上しております。ては、四月以降も一定程度の支給が続くことを想減少傾向にありますが、令和四年度予算案におい雇用調整助成金については、昨年末以降支給が

保してまいりたいと考えております。含め、引き続き雇用保険財政の安定的な運営を確担の見直しなどにより、雇用調整助成金の支給を担の見すしなどにより、雇用調整助成金の支給を

尋ねがありました。 財源不足に陥った場合の国庫繰入れについてお

適切に対応してまいります。 厚生労働省としては、こうした議論を尊重し、

止めについてお尋ねがありました。令和二年雇用保険法改正の際の附帯決議の受け

のと受け止めております。

寺和二年の雇用保険法改正の際の附帯決議は、

繰入れを実施したところです。おいては、この規定等に基づき、約二・二兆円の設したところです。そして、今年度の補正予算に設したところです。そして、今年度の補正予算に設したところです。そして、今年度の補正予算に

今般の法案においては、過去の附帯決議等の趣旨に加え、こうした経緯も踏まえ、失業等給付のの状況に応じて負担割合を四分の一又は四十分の一とした上で、こうした定率の負担とは別枠で、機動的に国庫繰入れができる仕組みの常設化を行うことといたしました。こうした新たな国庫負担の仕組みを通じて、国の雇用政策に係る責任を果の仕組みを通じて、国の雇用政策に係る責任を果の仕組みを通じて、国の雇用政策に係る責任を果の仕組みを通じて、国の雇用政策に係る責任を果たし、雇用保険財政の安定化を図ってまいりたいと考えております。

今般の改正においては、雇用情勢や雇用保険のてお尋ねがありました。 国庫負担率四十分の一という数字の根拠につい

については、現行の国庫負担割合を基にしており、しておりますが、このうち四十分の一の負担割合財政状況に応じた国庫負担割合を設定することと財の改正においては、雇用情勢や雇用保険の

を継続的に果たすために設定したものです。政策の結果としての失業の発生に対する国の責任雇用情勢等にかかわらず、政府の経済政策、雇用

雇用保険制度における国の雇用政策への責任に

その上で、

衆議院厚生労働委員会の附帯決議の

ついてお尋ねがありました

より、 政府の経済政策、雇用政策とも関係が深く、政府 たいと考えています。 のです。こうした仕組みを適切に運営するととも 動的な財政運営ができる枠組みを新たに設けるも 定を創設するなどにより、雇用情勢等に応じて機 回の国庫負担に係る改正は、新たな国庫繰入れ規 るものではないと考えています。具体的には、 この考え方については、 もその責任を担うべきとの考え方によるものです。 しているのは、 失業等給付に係る費用の一部を国庫により負担 総合的な雇用政策を効果的に推進することに 雇用政策に係る国の責任を果たしてまいり 雇用保険の保険事故である失業は 今回の改正によって変わ 今

お尋ねがありました。 受給者実人員七十万人の基準の見直しについて

御指摘の受給者実人員七十万人という水準は、 個指摘の受給者実人員七十万人という水準は、 を を のです。

な運営を確保してまいりたいと考えています。国庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定的厚生労働省としては、まずは今回の保険料及び

また。 内容も踏まえ、必要に応じ適切に対応してまいり

てお尋ねがありました。
国庫の機動的繰入れ制度の運用の考え方につい

本法案において新設する機動的な国庫繰入れ規本法案において新設する機動的な国庫繰入れにより積立金が不足し、失業等給付の財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の対に支障が生ずるおそれがある場合等において、保険料の本則を超えた引上げが可能で支払に支障が生ずるおそれがある場合等において、保険料の本則を超えた引上げが可能で表した。

形でお示しできるか検討してまいります。適切に対応するとともに、この考え方を何らかの厚生労働省としては、こうした趣旨を尊重し、

国庫の機動的繰入れに必要な財源の確保についてますしてきるが検討してまいります

てお尋ねがありました。

財政安定化のための必要な財源の内容やその確保には、雇用保険部会に早急に財政の状況を報告し、状況として雇用保険部会報告書に記載された四つ状況として雇用保険部会報告書に記載された四つ

応してまいります。 された労働政策審議会の議論を踏まえ、適切に対 策も含めて議論を行い、必要な対応を取るべきと

いてお尋ねがありました。 機動的な国庫繰入れを行う場合の対応方針につ

で定める予定です。 分の八となる場合等に行うことができる旨を政令 上の本則である千分の八である場合や翌年度に千 れについては、失業等給付に係る保険料率が法律 今回の法案において新設する機動的な国庫繰入

考えています。 労働政策審議会における議論も経た上で検討する して給付水準の削減を行うことは望ましくないと 必要があり、 職支援という制度本来の趣旨、目的も踏まえて、 収支だけではなく、失業期間中の生活保障と再就 の考え方も尊重し、適切に対応してまいります。 政策審議会の報告書における国庫繰入れについて 厚生労働省としては、こうした要件の下、 今後の具体的な給付水準等については、 単純に財政状況の悪化のみを理由と 労働

の義務付けについてお尋ねがありました 募集情報等提供事業者に対しての労働条件明示

等を示すものであり、 募集情報を提供する広告等の段階で明示すること 希望等も踏まえながら、 労働条件明示は、個別の労働者に対し、本人の 不特定多数の者に対し広く 具体的な賃金や労働時間

は一般的には難しいと考えられます。

者に募集情報の的確表示の義務を定めており、 ありました。 の履行確保にしっかり取り組んでまいります。 今回の改正案においては、募集情報等提供事業 求職者保護の観点からの検討についてお尋ねが そ

措置を義務付け、その措置の内容は厚生労働省合 者に募集情報を正確かつ最新の内容に保つための で定めることとしています。 今回の改正案においては、 募集情報等提供事業

だき、 の観点を踏まえ、労働政策審議会で御議論をいた 厚生労働省令の内容については、 検討してまいります。 (拍手) 求職者の保護

[国務大臣鈴木俊一君登壇、 拍手

○国務大臣(鈴木俊 にお答えいたします。 一君 森屋隆議員の御質問

ありました。 雇用保険における国庫負担等についてお尋ねが

から、 等により雇用保険財政が厳しい状況にあったこと 働保険特別会計に二・二兆円を繰り入れたのは、 \mathcal{O} 保険財政の安定を図る必要があったことによるも 雇用調整助成金の支給が高い水準で推移すること であります。 令和三年度補正予算において、一般会計から労 当面、 雇用調整助成金等の財源確保や雇用

方、令和四年度予算については、 今般の法改

> ものであります。 ることとし、これに基づき所要額を計上している 勢や雇用保険の財政状況に応じて四十分の一とす 正を前提に、失業等給付の国庫負担割合を雇用情 (拍手)

○議長 (山東昭子君) 田村まみさん。 拍手

、田村まみ君登壇、

です。 〇田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみ

だいま議題となりました雇用保険法等の一部を改 します。 舞いを申し上げます。また、電力、ガス、水道 方々、また被害に遭われた方々へお悔やみとお見 正する法律案について、会派を代表して質問いた ンフラ復旧に携わる方々に感謝を申し上げて、 公共交通機関、スーパーマーケットなど、生活イ 一昨日の福島県沖地震でお亡くなりになられた

る中、 な産業の創出といった取組を進めるということも 我が国を取り巻く昨今の国際情勢が一層厳しくな は改めて申し上げるまでもありません。 定のため、 ています。こうした状況において、国民生活の安 ることが決まりましたが、経済活動の停滞が続 まん延防止等重点措置を三月二十一日に解除す 雇用維持だけでなく、生産性の向上や新た 雇用維持の取組が最も重要であること しかし、

者数の約二四%にしかすぎません。 とて、在籍型出向の取組を強く推進しています。 とて、在籍型出向の取組を強く推進しています。 在籍型出向は、基本的に雇用維持を目的とした の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後 の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後 の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後 の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後 の異なる他社で働くという経験、それ自体が今後 の方側移動円滑化に資するものであると考えてい ます。先月末には、産業雇用安定助成金を活用し た在籍型出向の利用者数が一万人を超えたとの発 た在籍型出向の利用者数が一万人を超えたとの発 たて籍型出向も含めて、今年度に想定した利用 という経験、とれ自体が今後

いう観点からは看過できません。そもそも我が国担という側面は、今後の労働移動の円滑化促進とまた、職場環境の違いによる労働者の精神的負

者比率は若年層と比較して低い状況となっていま総務省の労働力調査でも、三十代半ば以降の転職働き続けるという雇用慣行ができ上がっており、では、一旦会社に就職すると定年まで同じ会社で

す。

政府においては、

労働者のモチベーショ

意味があるのでしょうか。本法案には、キャリアコンサルティングの機会の確保など、労働者のキャリア形成に向けた内容も含まれていますが、労働者本人の転職の希望などが高まらない中で、こうした施策にどこまでの

臣の見解を伺います。に対してどのような効果があるのか、厚生労働大的にどのようなメリットがあり、円滑な労働移動的にどのようなメリットがあり、円滑な労働移動

か。
お動移動が円滑になると考えているのでしょうの労働移動が円滑になると考えているのでしょうでいます。しかし、教育訓練だけで別業種などへの労働移動が円滑になると考えているのでしょうか。

定生労働省の転職者実態調査によると、転職者 厚生労働省の転職者実態調査によると、転職者 原生労働省の転職者実態調査によると、転職者 原生労働省の転職者実態調査によると、転職者

> ょうか。 といって、就職環境が一挙に改善されるものでし

本法案では、雇用保険制度における国庫負担が原則四見直され、求職者給付に関する国庫負担が原則四見直され、求職者給付に関する国庫負担が原則四別が、雇用政策とも関係が深く、政府もその責任をおいるとなります。そもそも雇用保険における国庫負担が原則の

性に欠けています。 とを踏まえれば、 国による政策そのものです。これらの政策が今後 府が進めているデジタル化を踏まえた産業構造の の大きな課題となったことがありました。 業した大量の炭鉱労働者への対応が職業安定行政 ルギー転換という国の大きな政策転換があり、 転換やリスキリング等の労働移動の円滑化などは、)雇用情勢に大きく影響を与える可能性があるこ 歴史をたどれば、 今回の国庫負担の見直しは整合 かつては石炭から石油 現在政 ヘエ 失 ネ

庫負担を現行法の本則である四分の一に戻すべき用保険財政の安定運営を確保するため、まずは国国が自らの経済・雇用対策への責任を示し、雇

四分の一に復帰されることとなりました。料率の引上げに合わせる形で、国庫負担も本則のとになります。平成十二年の改正では、雇用保険料率だけが引き上げられることになります。平成十二年の改正では、雇用保険とになります。平成十二年の改正では、国庫負担は現状維

今回の改正では、激変緩和措置として本来より今回の改正では、激変緩和措置として本来よりを求めます。

切規定されていません。 任意繰入れを恒久化するとのことですが、繰入れ 生意繰入れを恒久化するとのことですが、繰入れ また、国庫負担の見直しに合わせ、国庫からの

に、本法案では、厚生労働大臣に対して労働政策告具体的状況を四つ挙げていますが、同様の内容を少なくとも政省令に規定するべきではないでしなか。厚生労働大臣の見解を伺います。加えて、同報告書では、任意繰入れを行うべきが況に該当する場合などには、雇用保険部会に報告書では任意繰入れを発動すべ 雇用保険部会報告書では任意繰入れを発動すべ 展用保険部会報告書では任意繰入れを発動すべ と、本法案では、厚生労働大臣に対して労働政策

ません。

任意繰入れ規定の発動に関して、条文や政省令に労働政策審議会への諮問事項の中に、任意繰入れ労働政策審議会への諮問事項の中に、任意繰入れの規定の発動に関する議論も含まれることを明確の規定の発動に関する議論も含まれることを明確にしておく必要があると思いますが、厚生労働大にしておく必要があると思いますが、厚生労働大にしておく必要があると思いますが、厚生労働大にしておく必要があると思いますが、厚生労働政策を関して、条文や政省令

雇用保険制度は、保険料の拠出者でもある労使の委員と公益委員の合議によって運営されており、当然その意見は政府において最大限尊重されるべ当然その意見は政府において最大限尊重されるべ当然の委員と公益委員の合議によって運営されており、正と財務大臣が頭越しに新たな制度内容に合意してしまいました。今回の改正は、国の義務的な経である定率の国庫負担を縮小し、その代わりに費である定率の国庫負担を縮小し、その代わりに費である定率の国庫負担を縮小し、その代わりに関い裁量が強い任意繰入れ制度を導入するものと言い換えることもできます。

合回の見直しは、本来、公労使三者の合議で決す。こうした懸念に対する厚生労働大臣の見解を定されるべき雇用保険制度の運営の在り方そのも定されるべき雇用保険制度の運営の在り方そのも

今回の改正では、職業訓練等に関する検討を行

審議会への諮問を義務付ける規定が設けられてい

でしょうか。

でしょうか。

でしょうか。

でしょうか。

でしょうか。

でしょうか。

でしょうか。

こととしています。厚生労働省は、法定化により

になると説明をしています。しかし、毎年度国に

になると説明をしています。しかし、毎年度国に

になると説明をしています。しかし、毎年度国に

になると説明をしています。しかし、毎年度国に

になると説明をしています。で全国の職業訓練実施

書画を策定する、これでは、国の意向が最も大きな

が表記された中央訓練協議会で全国の職業訓練実施

でしょうか。

でしょうか。

また、現在の職業訓練計画は、地元ハローワーをに求人件数が多い業種、人手不足の産業を中心のに求人件数が多い業種、人手不足の産業を中心方をベースにしたままでは、地域における職業訓練コース内容の大枠は変わらない結論になることが懸念されますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

雇用保険制度は、産業構造の変化を前にした日本の労働者が未来に向けて進むための重要なセーフティーネットです。この議論の先に、多様化する雇用形態での働き方と、セーフティーネットを構築し、誰もが安心して働き暮らせることを、そのことに全力を尽くすことをお誓い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

[国務大臣後藤茂之君登壇、拍手]

問にお答えいたします。 ○国務大臣 (後藤茂之君) 村まみ議員の御質

労働者の出向期間中の賃金等に加え、 の負担が大きいといった声も聞かれています。 出向契約の締結等、 の声をいただく一方で、出向先とのマッチングや やスキルアップ等、様々なメリットがあると評価 整備等の出向開始前に要した費用も助成対象とい の政策的重要性は極めて高いものと考えています。 上に資するものであり、このコロナ禍においてそ つつ、人材の有効な活用を通じて生産性の維持向 このため、 企業や労働者等からは、モチベーションの維持 在籍型出向についてお尋ねがありました。 在籍型出向は、 産業雇用安定助成金の助成水準は、 労働者の雇用をしっかりと支え 単に休業させるよりも事業主 就業規則の

進に努め、 今後とも、 在籍型出向の十分な活用を図ってまい 産業雇用安定助成金の周知、 利用促

としています。

る一連の過程に対する支援を念頭に充実した内容

たしております。

在籍型出向の準備から実施に係

法案の関係についてお尋ねがありました 労働者のキャリア形成や労働移動の円滑化と本

影響等に対応し、 本法案は、 雇用保険制度について各種給付の暫定措置 新型コロナウイルスによる雇用 雇用の安定と就業の促進を図る へ の

した。

0) の内容を盛り込んでおります。 向上や地域のニーズに対応した職業訓練の推進等 とに加え、求人メディアのマッチング機能の質の 継続や安定的財政運営のための措置を講ずるこ

働者のキャリアアップや労働移動の円滑化にもつ れらの取組が効果的に進められることにより、 ながるものと考えています。 イングの推進のための内容も盛り込んでおり、 また、事業主や国等によるキャリアコンサルテ ح 労

てお尋ねがありました。 訓練受講者の就職を含めた一体的な支援につい

細かく行っています。 職業紹介までの支援を一体的に個別伴走型できめ サルティングの実施、 の訓練情報の提供から訓練期間中のキャリアコン 1 ワークと訓練実施機関が連携して、 訓練受講者の円滑な再就職の実現のため、 訓練修了後の就職に向けた 訓練開始前 ハロ

成金により、令和三年度、令和二年度は約一 希望される方などに対しては、トライアル雇用助 に対して再就職支援を実施しております。 また、 就労経験のない新たな就業に就くことを 三千人

た円滑な労働移動を進めてまいります。 こうした支援を着実に実施し、 国庫負担割合の考え方についてお尋ねがありま 人材育成を通じ

雇用保険財政については、 雇用情勢が良好に推

対応により、 庫負担の引下げを行ってきましたが、コロナ禍の 移してきたこと等から暫定的に雇用保険料及び 極めて厳しい状況にあります。

国

うち、国庫負担については、雇用情勢や雇用保険 今般の法案において、 る仕組みを常設化することとするものです。 に加えて、機動的に国庫からの繰入れを可能とす それ以外のときには四十分の一とした上で、これ 及び雇用保険財政が悪化したときには四分の一、 の財政状況に応じた仕組みとするため、 ら見直しを行うこととしているところです。 計からの約二・二兆円の繰入れを実施し、 このため、 令和三年度補正予算において一 保険料、 国庫負担の両面か 雇用情勢 また、

ると考えています。 雇用保険財政の安定的な運営を確保する必要があ ット機能を果たすため、このような仕組みによ 政府としては、 雇用保険制度のセーフティー ネ

ありました。 雇用保険の保険料と国庫負担についてお尋ねが

ります。 においては、 たしていくことが重要と考えており、 庫負担により、 雇用保険の財政運営に当たっては、 その両面について見直しを行ってお 労使と政府がそれぞれの役割を果 今般の改正 保険料と国

原則千分の八であるところ、 具体的には、 失業等給付の保険料率について、 令和四年度において

ととしております。

さい、一般会計からの繰入れ規定を常設化するこめに、一般会計からの繰入れ規定を常設化するとと物や雇用保険の財政状況に応じた割合とするとと後半を千分の六とし、国庫負担について、雇用情は、激変緩和の観点から、年度前半を千分の二、

と考えております。用保険財政の安定的な運営を確保する必要があるット機能を果たすため、こうした見直しにより雇政府としては、雇用保険制度のセーフティーネ

てお尋ねがありました。国庫の機動的繰入れ制度の運用の考え方につい

考え方が示されています。 本法案において新設する機動的な国庫繰入れ規 を加速の悪化により積立金が不足し、失業等給付の 財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の 財政の悪化により積立金が不足し、失業等給付の 対は支障が生ずるおそれがある場合等において、 雇用保険 を加いて、展験料の本則を超えた引上げが可能で を加いて、展験料の本則を超えた引上げが可能で を加いて、展験料の本則を超えた引上が可能で を加いて、展験が、表達において、 を加いて、 を加

形でお示しできるか、検討してまいります。適切に対応するとともに、この考え方を何らかの厚生労働省としては、こうした趣旨を尊重し、

労働政策審議会への諮問事項の対象となる雇用への諮問についてお尋ねがありました。

保険法第七十二条の法律の施行に関する重要事項

ことはありません。 について、これまで具体的な基準や解釈を定めた

できるかどうか、検討してまいります。考えており、そうした解釈を何らかの形でお示し関することは施行に関する重要事項に含まれると関するにとは施行に関する重要事項に含まれると

ありました。 雇用保険制度の運営の在り方についてお尋ねが

本法案について、労働政策審議会にその要綱を本法案について、労働政策審議会にその要綱を改した意見を厚生労働省が最大限尊重することを前提に、法案要綱についるが最大限尊重することを前提に、法案要綱について、労働政策審議会にその要綱をでおおむね妥当とされたところです。

職業訓練実施計画の策定プロセスについてお尋け止め、適切な会議運営に努めてまいります。厚生労働省としては、この趣旨をしっかりと受

ねがありました。

全国及び都道府県の職業訓練実施計画は、職業 主国及び都道府県の職業訓練実施計画については、地域 の一後の産業展開も踏まえた詳細な訓練ニーズを の一後の産業展開も踏まえた詳細な訓練ニーズを しっかり反映したものとなるよう、改善を検討し しっかります。

> の実現に努めてまいります。(拍手) 標として定めることを検討し、効果的な職業訓練掘率に加え、訓練コースの定員充足率などを目握、検証するとともに、各都道府県の職業訓練の基に、訓練を受講して就職した方や採用企業か

○議長(山東昭子君) 石井苗子さん。

〔石井苗子君登壇、拍手〕

改正する法律案について質問いたします。私は、会派を代表して、雇用保険法等の一部を私は、会派を代表して、雇用保険法等の一部を

冒頭に一言申し上げます。

た実を求めます。 ロシアによるウクライナ侵攻と核による恫喝、 のであり、断じて許すわけにはまいりません。岸 のであり、断じて許すわけにはまいりません。岸 のであり、断じて許すわけにはまいりません。岸 を育したロシアに対する毅然とした な所市においては、ウクライナ出身で御家族を日 ないという方への支援を始めております。 本に呼びたいという方への支援を始めております。 本に呼びたいという方への支援を始めております。

祈念し、質問に入ります。を表し、一刻も早く平和な日々が戻りますことをウクライナの皆さんの不屈の精神に対して敬意

日本維新の会は、最低所得保障制度、ベーシッ

考えております。
そして労働市場改革を実行するための日本大改革
でして労働市場改革を実行するための日本大改革
のためには雇用保険制度の充実が不可欠であり、
のインカムの導入を基本とした税制、社会保障、

本改正案では、基本手当の受給資格者が自ら事業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期業を開始した場合に、最長三年間、事業の実施期業を開始した場合に、最大三年間、事業の実施期業を開始した場合にあります。

厚労大臣に質問いたします。

えでしょうか。御回答をお願いいたします。長三年とされていますが、更に延ばすこともお考られていますが、更に延ばすこともお考にも手当受給中の方の起業を後押しする施策はおがあると思われますが、厚労省として、そのほかがあると思われますが、厚労省として、そのほかがあると思われますが、厚労省として、そのほかがあると思われますが、原労省として、そのほかがあると思われた場合、一定の起業促進効力をでしょうか。

本改正案では、地域のニーズに即した職業訓練を行う重要性は今後ますます高まってきます。を進める上で、社会のニーズにマッチした職業訓を追める上で、社会のニーズにマッチした職業訓長引くコロナ禍は、雇う側と雇われる側の双方

府県単位の協議会を設けることと定めております。この協議会、事業主団体と労働者団体、教育訓練との教育機関、労働局や職業紹介事業者などによって構成されると想定されています。だとすると、って構成されると想定されています。だとすると、ことを避けることができないのではないでしょうか。新しい社会のニーズに適合する職業訓練を推か。新しい社会のニーズに適合する職業訓練を推か。新しい社会のニーズに適合する職業訓練を推か。新しい社会のニーズに適合する職業訓練を推りになることが懸念されます。

職業訓練を最新かつ適正な内容として維持するには、関係者による協議会を設置するだけでは不十分と考えます。職業訓練コースを社会ニーズに合わせるためのPDCAを繰り返し行う、常に改善、改良を進めていくために相当な工夫が必要です。厚生労働大臣はどのようにお考えでしょうか。

地域ニーズに対応した職業訓練を推進するため、地域ニーズに対応した職業訓練を推進すれば地域の実情にマッチした雇用行政を進めることができのまけるのであれば、いいがは、では、全国知事会が要望しているように、

厚労大臣に質問いたします。

を推進することを目的として、

関係者による都道

か。
案に対して、どのようにお答えされますでしょうのニーズに合った就労政策を進めるべきという提のコーワークを国から都道府県に移譲し、地域

次の質問が職業訓練に関する最後の質問です。 社会のニーズに合った職業訓練を実施することは、労働資源を有効に活用し、経済成長にもつないるものです。効果的な職業訓練で失業者を減らいて、残念ながら時代のニーズに合った職業訓練では、残念ながら時代のニーズに合った職業訓練が行われているとは思われません。これまでの惰が行われているとは思われません。これまでの惰が行われているとは思われません。これまでの惰が行われているとは思われません。これまでの惰が行われているとは思われません。これまでの惰がで、その基本的な方向性について、厚労大臣のお考えをお聞かせください。

を実施した結果があれば御提示ください。いう訓練効果の実績調査、あるいはアンケート等で訓練内容に該当する分野への就職が実現したとさいに、これまで職業訓練を受けることによっ

就業構造基本調査の結果について、マイクロデータが開示されていないために就労等に関する緻密な分析ができないという経済学者の声があります。結果として外部からの適切な政策評価がなされないということになりますが、 データの公開にれないということになりますが、 データの公開に対して大臣はどのようなアクションを取るべきだとお考えでしょうか。

失業等給付に関する保険料率について伺

二%、十月から来年三月までは○・六%とされて 半はコロナ禍に配慮した措置をしているように見 います。この数字の部分だけ見れば、来年度の前 本改正案では、 令和四年四月から九月まで○・

三九・八%でした。この十年間で、 が引き上げられるということになります。 実に上がり、 日本経済の下で収入が増えないまま負担だけが確 負担率は八ポイントも上昇しました。成長しない 度も上がり、社会保障負担も引き上げられ、 安倍政権が始まった平成二十四年の国民負担率は 令和三年度実績見込みでは四八%となっています。 担率を見れば、令和二年度の実績では四七・九% 国民政党である日本維新の会が発足し、 財務省が二月十七日に公表した国民負 令和四年度は失業等給付分の負担率 消費税率が二 第二次 国民

厚労大臣にお伺いします。

月以降の保険料率を○・六%に引き上げることは なく、すぐに消費がコロナ前に戻り、経済が回復 たします 適切でないと考えますが、 するわけでもありません。そのような中で本年十 今後、コロナ禍からの脱却が見込まれるとして 国民の皆さんの行動が直ちに変わるわけでは 大臣の見解をお伺いい

> 改革プランを提案しています。従来の政権与党が だきまして、私の質問を終わらせていただきます。 大改革が必要であることを改めて主張させていた させていただきます。従来制度からの微調整を重 鍵を握っているということを、ここで改めて主張 余り目を向けてこなかった労働市場が経済成長の ねていくだけでは成長は実現しません。今まさに 市場という三分野の改革を実行するための日本大 御清聴ありがとうございました。 日本維新の会は、 税制、 社会保障、そして労働 (拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、 拍手」

問にお答えいたします。 ○国務大臣(後藤茂之君) 石井苗子議員の御質

てお尋ねがありました。

起業による失業給付の受給期間の延長等につい

着を図ってまいります。 置は、 しい仕組みについて丁寧に周知を行い、 える観点から最長三年としており、まずはこの新 る制度との均衡も考慮し、 本改正案における基本手当の受給期間の特例措 出産、 育児等の場合に受給期間を延長でき 早期の廃業リスクに備 制度の定

用関係助成金等の総合的な雇用対策を講じること により、 に再就職した方に支給している再就職手当につい また、このほかにも、基本手当を受給中に早期 起業した方も対象としているほか、 起業した方が事業をしやすい環境を整備 各種の雇

て、

しているところです。

いてお尋ねがありました。 職業訓練コースの改良、改善に向けた取組につ

ねがありました。 練内容の継続的な改善、改良に努めてまいります。 取組をしっかり行うことにより、 改良につなげていくこととしています。こうした 訓練効果の把握、検証を行い、訓練内容の改善 方やその採用企業に対するヒアリング等を通じて ハローワークの都道府県への移譲についてお尋 今般法定化する協議会では、 訓練を修了された 訓練コースや訓

連携しつつ、 設けられております。 きることとした上で、 職業紹介事業である地方版ハローワークを実施で その成果の一つとして、平成二十八年の第六次地 政府内で議論、検証を幾度となく行ってきました。 方分権一括法により、地方公共団体も公的な無料 ハローワークの在り方については、これまでも 地域の雇用対策に取り組む仕組みが 国と地方公共団体が緊密に

してまいります。 となって地域の雇用政策に、雇用対策に万全を期 つつ、都道府県を始めとする地方公共団体と一丸 セーフティーネットについての国の責任を果たし 今後とも、 ハローワークの運営を含め、 雇用

な方向性についてお尋ねがありました 時代のニーズに合った今後の職業訓練の基本的

職業訓練の実施に努めてまいります。
職業訓練の実施に努めてまいります。
会においては、産業界などから地域における今議会においては、産業界などから地域における今議会においては、産業界などから地域における今議ととしており、時代のニーズに合った効果的なこととしており、時代のニーズに合った効果的なこととしており、時代のニーズに合った効果的な難業訓練の実施に努めてまいります。

ました。

査のマイクロデータの開示についてお尋ねがあり
職業訓練の効果に関する調査と就業構造基本調

職職者を対象とする公共職業訓練については、就職者のうち訓練内容と関連する分野に就職した経済財政運営と改革の基本方針二○二一においた経済財政運営と改革の基本方針二○二一において、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓で、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓をされており、現在、厚生労働省においては、を行っているところです。

ていると承知しております。

並性など一定の要件を満たす場合には提供を行っ

を票情報については、統計法の規定に基づき、公

を票情報については、統計法の規定に基づき、公

をお、議員御指摘のマイクロデータについては、

ます。
つ、効果的な訓練コースの設定に役立ててまいりつ、効果的な訓練コースの設定に役立ててまいり当たっては、こうした訓練効果の分析も活用しつ当たっては、こうした訓練効果の分析も活用していくに

りました。
次に、十月以降の保険料率についてお尋ねがあ

令和四年度の雇用保険料については、雇用保険 財政が極めて厳しい状況にある中、失業等給付の 用負担者である労使も参画した労働政策審議会の 用負担者である労使も参画した労働政策審議会の 報告書も踏まえて、令和四年度における激変緩和 報告することとしています。

雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい 雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい 産用保険制度は、労使から広く御負担いただい 産用保険制度は、労使から広く御負担いただい 雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい アイーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険のセーフティーネット機 るのではなく、雇用保険制度は、労使から広く御負担いただい 展用保険制度は、労使から広く御負担いただい

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

します。 部を改正する法律案について厚生労働大臣に質問 私は、日本共産党を代表し、雇用保険法等の一

長引くコロナ禍で非正規雇用を中心に多くの労 をど、悲鳴のような声が上がっています。 長引くコロナ禍で非正規雇用を中心に多くの労 をど、悲鳴のような声が上がっています。 長引くコロナ禍で非正規雇用を中心に多くの労 をど、悲鳴のような声が上がっています。 長引くコロナ禍で非正規雇用を中心に多くの労 をど、悲鳴のような声が上がっています。

機能をしていない実態が明らかになりました。の激しいインフレにより大量の失業者が出る中で、のアニーの産用保険法も、労働者が失業した場合などに生の雇用保険法も、労働者が失業した場合などに生の増進を図ることを目的としています。しかし、のは進を図ることを目的としています。しかし、のは進を図ることを目的としています。しかし、のは、大量の大量を関する。

に失業給付を受け取れなかったり、そもそも制度 で対し、多様な働き方の労働者が大きな影響を こうした不安定な働き方の労働者が大きな影響を こうした不安定な働き方の労働者が大きな影響を こうした不安定な働き方の促進によって低賃金の が増加し、多様な働き方の促進によって低賃金の が増加し、多様な働き方の促進によって低賃金の うであるならば、

雇用情勢などによって負担割合

る国の責任を果たしていくと答弁しています。そ

認識はありますか。 イーネットからこぼれ落ちています。大臣にそのの対象にならないなど、多くの労働者がセーフテ

しが求められています。るためにも、コロナ禍を踏まえて、抜本的な見直雇用保険をセーフティーネットとして機能させ

どういう水準か。

担は、 ですが、 う考え方に基づいているのです。国の責任の所在 関わっており、 なったり小さくなったりするものではありません。 を明確にするもので、 以外は二・五%にするものです。 そもそも国庫負 び雇用保険財政が悪化した場合のみ二五%、それ 職者給付に要する費用の四分の一、二五%が原則 置付けようとしています。現在、 仕組みを常設化することによって、 暫定措置である四十分の一、二・五%を原則に位 本法案は、 大臣は、衆議院の議論の中で、負担割合にかか 失業が政府の経済政策や雇用政策と密接に 機動的に国庫からの繰入れを可能とする この原則そのものを見直し、 求職者給付の国庫負担率につい 政府もその責任を果たすべきとい 時々の状況によって大きく 国庫負担率は求 雇用政策に係 雇用情勢及 て、

二五%が適用される雇用情勢及び雇用保険財政

置付ける理由をお示しください

を変える必要はありません。二・五%を本則に位

います。受給者実人員が七十万人以上というのはが七十万人以上、かつ弾力倍率が一未満とされてが悪化した場合の基準については、受給者実人員

○○九年から二○一○年のリーマン・ショック時○○九年から二○一○年のリーマン・ショック時であり、完全失業率が五%を超える深刻な事態でした。この水準になるまで国庫負担は二五%にならないということではありませんか。お答えくだらないということではありませんか。お答えくだらないということではありませんか。

また、法案では、負担割合とは別に、国庫からまた、法案では、負担割合とは別に、国庫からまた、法案では、負担割合とは別に、国庫からまた、法案では、負担割合とは別に、国庫からます。 また、法案では、負担割合とは別に、国庫からが、完全失業率が二・六%程とはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に据えとはなく、実質的に国庫負担率は二・五%に関設します。

二十万の場合、六百円から千円へ四百円の引上げ料率と合わせて○・五%の負担となるため、月収給付の労使負担をそれぞれ○・一%から○・三%給付の労使負担をそれぞれ○・一%から○・三%

するものではないでしょうか。ないではありませんか。政府の賃上げ政策に逆行上げ分が保険料に消えてしまう可能性も否定できとなります。現在、春闘が行われていますが、賃

また、企業にはこれらの負担に加えて雇用保険 工事業の保険料負担もあるため、合計で○・八 五%となり、同じく月収二十万円の場合、千二百 五%となり、同じく月収二十万円の場合、千二百 名中小企業にとっても大きな負担増となります。労働 を業に追い打ちを掛けるものにほかなります。労働 経済が低迷する中で、保険料を今上げるべきでは を業に追い打ちを掛けるものにほかなりません。 を業に追い打ちを掛けるものにほかなりません。

水準の引下げがあります。が引き下げられてきましたが、その背景には給付が引き下げられてきましたが、その背景には給付この間、雇用保険財政の安定を理由に国庫負担

二○○三年の法改正で、基本手当日額が再就職に、基本手当の給付率及び日額上限は八千二百られ、日額上限も一万円を下回る水準となりました。二○二一年の基本手当の日額上限は八千二百た。二○二一年の基本手当の日額上限は八千二百六十五円で、雇用調整助成金も当初はこの上限に六十五円で、雇用調整助成金も当初はこの上限にできないという声に押されて、国際的な動向に合できないという声に押されて、基本手当日額が再就職二○○三年の法改正で、基本手当日額が再就職

長、給付制限期間の短縮を求めるものです。 手当の日額上限額の引上げについて、改めて大臣 の認識をお聞きします。あわせて、給付期間の延 求めていますが、そのとおりだと思います。 手当を支給するインセンティブとしては、 倍元総理に対し、生活安定に配慮した水準の休業 大臣は、二〇二〇年五月十一日の予算委員会で安 百三十円では十分でないとして上限額の引上げを 八千三 基本

いでいる下で、 す。民間の雇用仲介サービスでのトラブルが相次 強制労働まがいの仕事をさせられる事例もありま 就職の条件として高額な講座を受講させたり、 次に、職業安定法についてお聞きします。 公的役割の強化が必要です。

内容が労働基準法などに違反していないかをチェ 心して求職活動を行えるようにするためにも、 職の申込みのうち、 ックし、指導、 とが求められています。ハローワークでは、 クが中心となって求職者と求人者を支えていくこ 十分とは言えません。国の機関であるハローワー 仲介サービスを規制するものとなっていますが、 えください 信頼性の高い情報を提供しています。 企業の求人は受付を拒否することができるなど、 ーワークの体制強化に取り組むべきです。 本法案は、 インターネットを通じた新しい雇用 助言を行います。また、求人、求 悪質な労働法令違反を行った 求職者が安 お答 ハ

> せんか。 する条件を決定するとされています。 提供事業者についても許可制にすべきではありま す。今回新たに法的に位置付けられる募集情報等 おいても、 の制度により、 日本も批准しているILO第百八十一号条約で 民間職業仲介事業所について、許可又は認可 職業紹介事業者は許可制とされていま 民間職業仲介事業所の運営を規律 日本国内に

は、

増加しています。失業者が生活の心配なく安心し りしており、失業期間が一年を超える長期失業も 任を果たすよう強く求めて、 にはありません。完全失業率は二・八%と高止ま て次の職を探せる環境を整えるためにも、 (拍手 コロナ禍の出口ははっきり見えたと言える状況 質問といたします。 国の責

国務大臣後藤茂之君登壇、 拍手〕

問にお答えいたします。 ○国務大臣(後藤茂之君) 倉林明子議員の御質

が、 職の促進を図ることを目的とした社会保険の枠組 の方を対象としております。 尋ねがありました 方が失業した場合に、失業中の生活の安定と再就 雇用保険制度は、 雇用保険のセーフティーネット機能についてお 自らの労働による賃金で生計を維持している 週所定労働時間二十時間以上 その趣旨は、 本制度

みであることによるものです。

ても、 じています。 より、安定した雇用につなげるための支援策を講 者支援制度など、 方、 無料の職業訓練と月十万円を支給する求職 雇用保険の給付を受けられない方につい 重層的なセーフティーネットに

って、必要な支援に取り組んでまいります。 を図りつつ、引き続き、 対応してきたところであり、様々な仕組みの活用 の特例措置や休業支援金等を実施するなど柔軟に 保険の被保険者以外の方も含めた雇用調整助成 を利用しやすくする特例措置を設けたほか、 加えて、 コロナ禍においては、 雇用を守るとの立場に立 求職者支援制度 雇用

を実施したところであります。 今年度の補正予算において約二・二兆円の繰入れ は別の一般会計による国庫繰入れ規定を創設し、 生じ、雇用保険臨時特例法において、 たこともあり、国庫負担割合を一律に四分の一と したとしても対応できないほど急激な財政悪化が しては、コロナ禍において多額の財政支出が生じ 今般の失業等給付に係る国庫負担の見直しに際 国庫負担の本則についてお尋ねがありました。 定率負担と

いては、 庫繰入れができる仕組みの常設化をすることとし 上で、こうした定率の負担とは別枠で機動的な国 て国庫負担割合を四分の一又は四十分の一とした こうした経緯を踏まえ、今般の法律、 雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ

用保険財政の安定的な運営を目指すものでありま ており、これら全体を雇用保険法の本則とし、 雇

尋ねがありました。 国庫負担割合が四分の一となる状況についてお

用保険料率を設定するに当たっての基本想定とし 用情勢が相当程度悪化した状態として、原則の雇 である受給者実人員の七十万人という水準は、 率負担の国庫負担率が四分の一となる基準の一つ ものです。 十五万人の中間程度の水準をもって設定している ている六十万人と、近年で最も高い水準である八 仕組みとすることとしていますが、この中で、 今般の失業等給付に係る国庫負担の見直しにお 雇用情勢や雇用保険の財政状況に応じた 定 雇

増加しておりませんが、過去には、 ると考えております。 成十年度前後の時期においてこの七十万人という ョック時の平成二十一年度に加え、アジア通貨危 水準を超えており、今後も想定され得るものであ 雇用調整助成金の特例などの効果もあって大きく 受給者実人員は、 ITバブル崩壊など長期的な不況にあった平 今般のコロナ禍においても、 リーマン・シ

国庫負担などとの関係についてお尋ねがありまし 雇用調整助成金等の雇用維持対策と雇用保険の

> 用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安 講じ、 整助成金についてこれまでに例のない特例措置を れを行ったところです。 定を図るため、一般会計から約二・二兆円の繰入 コ ロナ禍に伴う失業の増大を防ぐため、 令和三年度補正予算においては、 当面の雇 雇用調

営を確保してまいります。 おり、 政運営ができる枠組みを新たに設けることとして 保険制度において雇用情勢等に応じた機動的な財 に係る責任を果たし、 今般の法案では、こうした経緯も踏まえ、 その適切な運用などを通じて国の雇用政策 雇用保険財政の安定的な運 雇用

じています。 踏まえて、 である労使も参画した労働政策審議会の報告書も 険料率の見直しに当たっては、 保険料の引上げについてお尋ねがありました。 雇用保険財政が極めて厳しい状況にある中、 令和四年度における激変緩和措置を講 実際の費用負担者 保

支給といった再分配を担う機能を有しており、 業給付や業況が苦しい企業への雇用調整助成金の はないと考えています。 純に負担増の観点からのみ論じられるべきもので いただいた保険料を元に、雇用を失った方への失 方で、雇用保険制度は、 労使から広く御負担 単

るのではなく、 したがって、 単に負担増の観点からのみ議論す 雇用保険のセーフティーネット機

n

ってまいりたいと考えております。 庫負担の見直しにより、雇用保険財政の安定を図 能を十分に発揮できるよう、今般の保険料及び 玉

がありました。 基本手当の日額上限の引上げ等についてお尋ね

は、 慎重に設定する必要があります。 就職を促進することを目的としており、 失業中の労働者の生活保障と併せ、 労働者が失業した際に支給される基本手当は、 受給者の再就職促進に及ぼす影響も考慮 その早期の その水準

ところです。 は、 等の影響により離職を余儀なくされた方について しています。一方で、新型コロナウイルス感染症 た上で、現時点ではその水準を見直さないことと の指標に大きな変化が見られないこと等を確認 は、基本手当の支給状況や受給者の再就職状況等 今般の改正に当たり、 給付日数を六十日延長する特例を設けている 労働政策審議会におい

必要があると考えております。 労働政策審議会における議論も経た上で検討する 等については、 今後の雇用保険制度における具体的な給付水準 その時々の雇用情勢等を踏まえ、

機能が十分に果たされるよう適切に対応してまい ります。 今後とも、 雇用保険制度のセーフティーネット

口 ーワー -クの体制強化についてお尋ねがあり しました。

○議長 (山東昭子君)

これにて質疑は終了いた

ました。

の確保に努めてまいります。
と国ネットワークは、我が国の労働市場において、全国ネットワークの下、無料の職業紹介サービスを行う重要な機関であると認識しています。
このため、厚生労働省としては、今後とも、ハローワークが雇用のセーフティーネットとしてのので、無料の職業紹介サービスを国ネットワークは、我が国の労働市場において、

集し、求職者に対し積極的な情報発信を行ってい募集情報等提供事業は、近年、求職者情報を収かとのお尋ねがありました。

る実態も見られます。

であると考えています。(拍手)であると考えています。(拍手)を明の改正案においては、募集情報の的確表示などに関して問題が起きた場合、より迅速な対応などに関して問題が起きた場合、より迅速な対応などに関して問題が起きた場合、より迅速な対応などに関して問題が起きた場合、より迅速な対応であると考えています。(拍手)

午後二時四十一分散会本日はこれにて散会いたします。